

第3期  
土佐市地域福祉計画  
土佐市地域福祉活動計画  
(令和5年度～令和9年度)

令和5年3月

土佐市  
土佐市社会福祉協議会

## ～ 目 次 ～

第1章 第3期計画の策定にあたって	1
【1】計画策定の趣旨	1
1. 地域福祉とは	1
2. 社会的背景	1
第2章 計画の位置づけと性格	2
【1】計画の位置づけ	2
【2】計画の期間	4
【3】計画策定の方法	4
1. 地域の現状把握	4
2. 計画策定の体制	4
3. パブリックコメントの実施	4
【4】進捗管理の体制	4
第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題	5
【1】土佐市の現状	5
1. 人口の動向	5
2. 年齢別人口構成	6
3. 高齢者の状況	7
4. 障害者の状況	8
5. 子ども・子育て家庭の状況	9
6. ひとり親世帯の状況	11
7. 生活保護世帯の状況	11
8. 関連団体意識調査からみる問題点・課題	12
9. 関連団体意識調査からみる今後必要と思う取り組み	13
【2】前期計画の成果と課題	14
1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画	14
第4章 計画の基本的な考え方	19
【1】計画の基本理念と基本目標	19
【基本目標1】人と人とのつながりづくり	19
【基本目標2】福祉活動の推進と担い手づくり	19
【基本目標3】利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	19
【基本目標4】安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり	19
【2】施策の体系	20
【3】地域福祉圏域の設定	21
【4】包括的な支援体制	22

第5章 施策の展開(各論)	23
【基本目標1】人と人とのつながりづくり	23
【基本方針1】地域で顔が見える交流づくり	23
【基本方針2】地域福祉ネットワークの構築	24
【基本方針3】社会参加の促進と健康づくりと生きがいづくり	25
【基本目標2】福祉活動の推進と担い手づくり	26
【基本方針1】ともに支え合う福祉意識の醸成	26
【基本方針2】人権意識の向上や虐待防止への取り組み	27
【基本方針3】福祉を支える担い手の育成	27
【基本方針4】地域での自立支援と福祉活動の推進	28
【基本目標3】利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	29
【基本方針1】きめ細かな相談支援体制づくり	29
【基本方針2】福祉サービスの充実	30
【基本方針3】わかりやすい情報提供体制の充実	30
【基本目標4】安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり	31
【基本方針1】人にやさしい生活環境づくり	31
【基本方針2】地域の防災体制づくり	32
【基本方針3】安全・安心な地域づくり	32
【基本方針4】セーフティネットの機能強化	33
第6章 土佐市再犯防止推進計画	35
【1】計画策定の趣旨	35
【2】計画の位置づけ	35
【3】計画の期間	35
【4】施策ごとの取り組み	36
資料編	37
資料1 土佐市地域福祉に関する関連団体等意識調査票	37
資料2 地域住民座談会での関心事等	53
資料3 地区別の状況	54
資料4 相談支援体制一覧表	62
資料5 刑事司法機関等一覧表(相談支援の関係機関)	63
用語解説	64

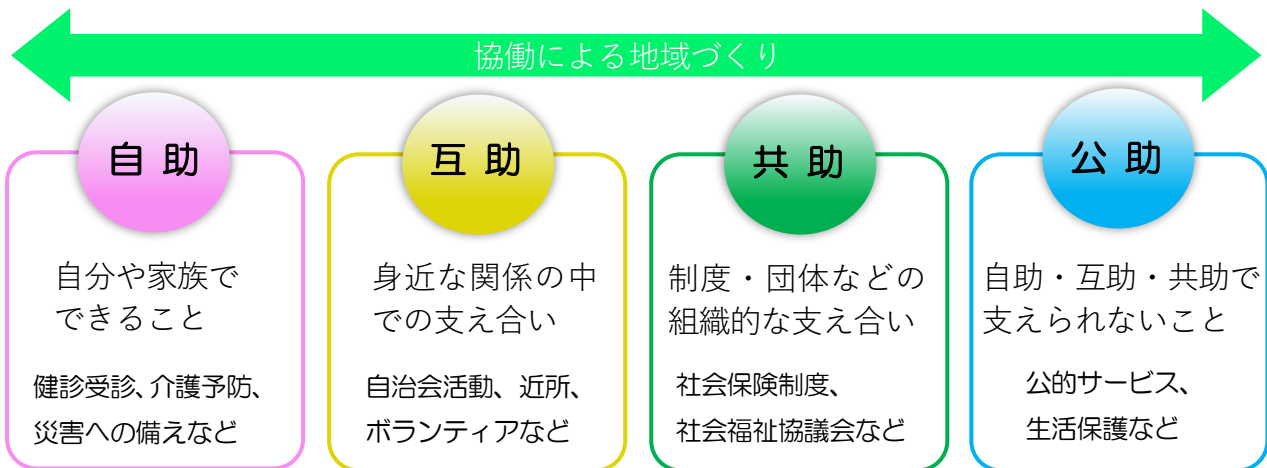
# 第1章 第3期計画の策定にあたって

## 【1】計画策定の趣旨

### 1. 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている特定の人に限定せず、一人ひとりが「しあわせな暮らし」ができる地域を多様な立場のみんなの手でつくっていくことです。

「地域福祉」では、個人や家族で解決していく（自助）、隣近所など市民同士の助け合いで解決していく（互助・共助）、行政など公的な制度による対応（公助）によって解決していく取り組みがあり、「他人事」になりがちな地域づくりをそれぞれの立場の人が協力、連携し合うことで地域住民が「我が事」として主体的に取り組むことが大切です。



### 2. 社会的背景

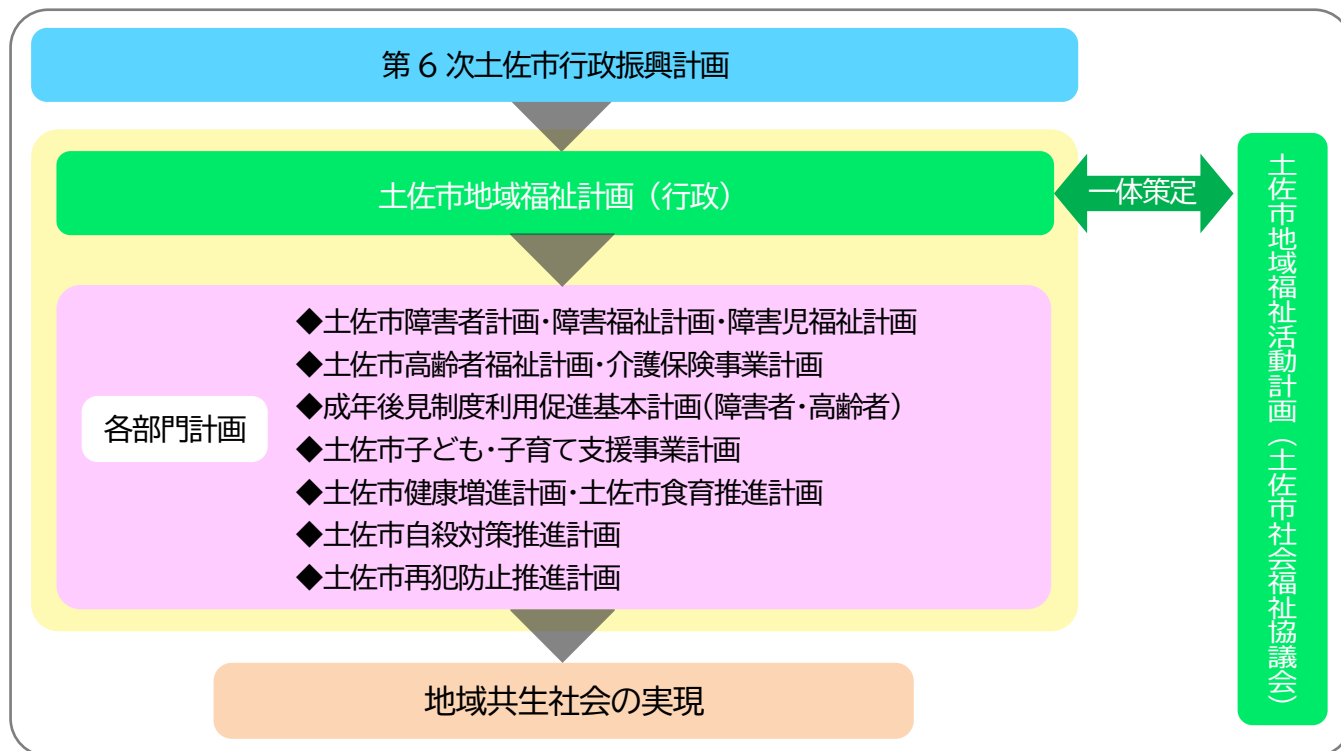
近年、少子高齢化や人口減少が進んでいる中で、高齢者世帯や単身世帯の増加により、社会的孤立や、80代の親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）、本来は大人が担う家事や家族の世話をを行う未成年者（ヤングケアラー）、支援につながりにくい状態（多頭飼育、ごみ屋敷）など人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化しています。また、共働き世帯の増加、価値観の変化、生活様式の多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄となり、さらには新型コロナウイルス感染防止対策のため「新しい生活様式」を行うことで、人との関わり方が変化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係に限定されることなく住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。そのような中で、地域の絆はますます重要であり、地域で日頃から顔の見える関係づくりを継続して行うことが大切です。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、行政の福祉制度によるサービスだけでなく、地域住民主体の地域福祉活動、地域、専門職、行政が垣根を越えて連携していくことが求められています。

本市では、地域福祉力を高める方向性を示す総合的な計画として平成24年度に「土佐市地域福祉計画」、平成29年度に「第2期土佐市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の向上に向けた様々な取り組みを推進してきました。地域の中で誰もが役割を持ってつながり、支え合うことができる社会の実現を目指し、国の方針や社会動向の変化を踏まえて、包括的な支援体制で多様な生活課題へ対応し地域福祉の向上を図るため、福祉分野の個別計画との連携を図りつつ、令和5年度からの新たな第3期計画を策定するものです。

## 第2章 計画の位置づけと性格

### 【1】計画の位置づけ



#### 1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき市が策定する計画であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本理念及び施策の方向を定めるものです。

また、本計画は、「第6次土佐市行政振興計画」との整合性のある計画とし、各部門計画と連携し、その推進を支えるもので各部門計画の「上位計画」として位置づけられています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する計画であり、市が策定する「地域福祉計画」の目指す方向を基礎とし、地域福祉の推進のための具体的な取り組みを定めるものです。

#### 2. 一体策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という目的を同じくする車の両輪といわれる関係であり、市と社会福祉協議会が連携し、2つの計画を一体的に策定することでそれぞれの役割や協働が明確化され、より実効性のある取り組みを目指しています。

#### 3. 包含する計画

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような課題を抱えている人の再犯を防止するためには、刑事司法手続後も継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勧告して、地方計画を定めるよう努めるものとされており、本計画に具体的な施策を計画的に推進するための「地方再犯防止推進計画」を包含し策定するものです。

## 社会福祉法(抜粋)

### (地域福祉の推進)

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

### (市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## 【2】計画の期間

第3期土佐市地域福祉計画・土佐市地域福祉活動計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。

ただし、上位計画や社会環境の変化、福祉ニーズの変化など、様々な状況に的確に対応できるよう、随時、計画全体の状況把握を行い、必要に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

各計画	令和						
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
土佐市行政振興計画	第6次						
土佐市地域福祉計画・ 土佐市地域福祉活動計画	第2期		第3期【一体策定】 ※第3期から再犯防止推進計画を包含				
土佐市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画 ※1	障害者 障害福祉 障害児福祉		第3期 第6期 第2期		第4期 第7期 第3期		第5期 第8期 第4期
土佐市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 ※2	第8期			第9期			第10期
土佐市子ども・子育て支援 事業計画	第2期				第3期		
土佐市健康増進計画・ 土佐市食育推進計画	第3期						
土佐市自殺対策推進計画	第1期			第2期			

※1 成年後見制度利用促進基本計画（障害者）を含みます。

※2 成年後見制度利用促進基本計画（高齢者）を含みます。

## 【3】計画策定の方法

### 1. 地域の現状把握

計画の策定にあたっては、本市の福祉関連団体や社会福祉法人、自治会などの市民活動組織等へのヒアリングシートによる定性的な調査を行い、地域での活動上の問題点や課題のとりまとめ、方向性のヒントやキーワードを探り、計画策定の基礎的な資料としました。

調査名称	土佐市地域福祉に関する関連団体等意識調査、地域住民座談会
調査件数	社会福祉法人・関連団体（組織）・自治会 合計48件
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
調査期間	令和4年11月（関連団体等意識調査）、令和4年10～12月（地域住民座談会）

### 2. 計画策定の体制

計画で掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、関係各課及び社会福祉協議会による検討会議（土佐市地域福祉計画推進委員会）を組織し、全庁的な体制のもとで策定作業を進めました。

### 3. パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民から意見を求めるため、令和5年2月にパブリックコメントを実施しました。

## 【4】進捗管理の体制

計画に基づき実施する取り組みを確実に推進していくため、土佐市地域福祉計画推進委員会において毎年度の進捗管理・評価・検証を行い、見直しや改善につなげていきます。

# 第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

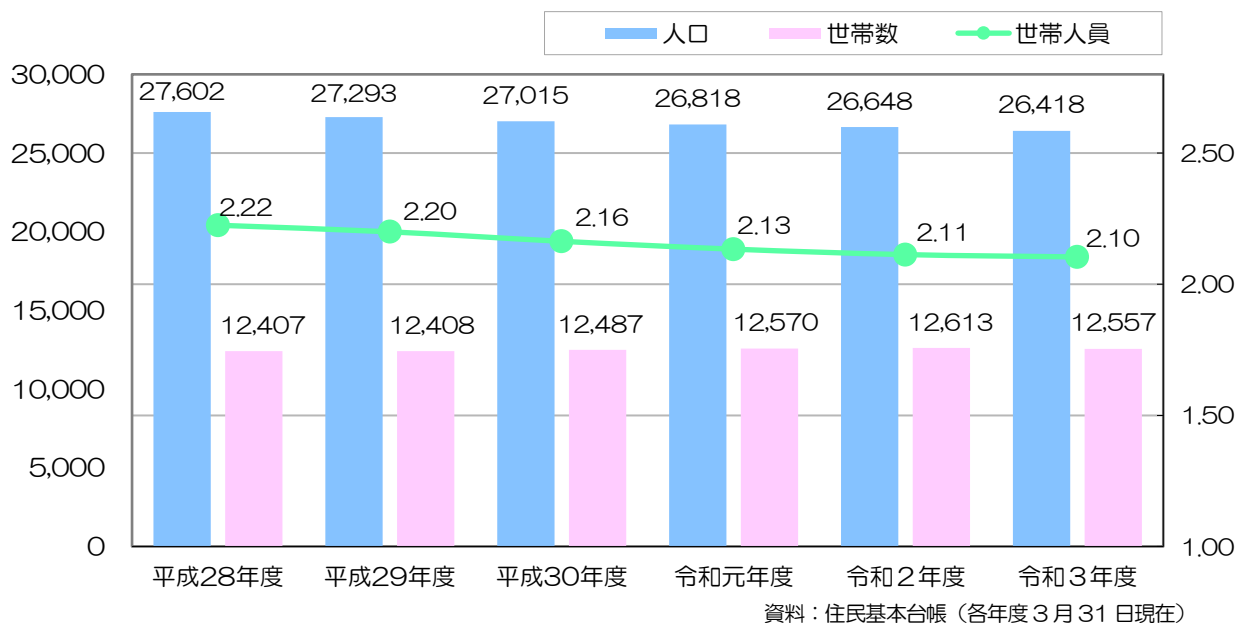
## 【1】土佐市の現状

### 1. 人口の動向

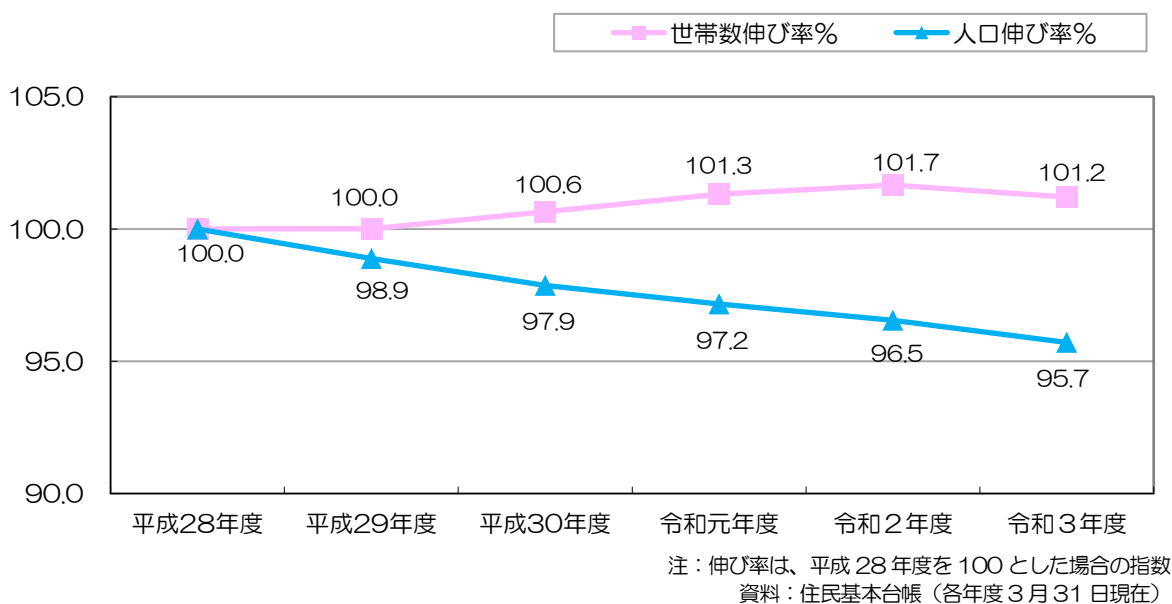
本市の人口は、平成28年度の27,602人から、令和3年度には26,418人と、この5年間で約1,200人の減少（平成28年度を100.0とした場合95.7）となっています。

一方で、世帯数は微増傾向にあり、1世帯あたりの人口数（世帯人数）を示す世帯人員は、平成28年度の2.22人から令和3年度で2.10人と、小家族化傾向にあることを示しています。

◆人口・世帯数推移◆



◆人口・世帯数伸び率◆





本市の人口動態をみると、出生・死亡からみる自然動態は、死亡数が出生数を上回って、マイナスで推移しています。転入・転出からみる社会動態は、年によりばらつきがありますがマイナスで推移しています。自然動態による人口減少と、社会動態による人口減少がともに影響して、全体の人口動態は近年マイナスの推移となっています。

特に、どちらかといえば均衡している社会動態よりも、自然動態のマイナスのほうが人口減少の大きな要因となっています。

◆人口動態◆

(単位：人/年)

年度	自然動態			社会動態			人口動態	
	出生数	死亡数		転入者数	転出者数			
平成	28年度	-263	162	425	-59	939	998	-322
	29年度	-232	188	420	-75	875	950	-307
	30年度	-231	161	392	-21	962	983	-252
令和	元年度	-288	153	441	109	1126	1017	-179
	2年度	-177	188	365	-9	956	965	-186
	3年度	-231	164	395	4	940	936	-227

注：自然動態＝出生数－死亡数、社会動態＝転入者数－転出者数、人口動態＝自然動態＋社会動態

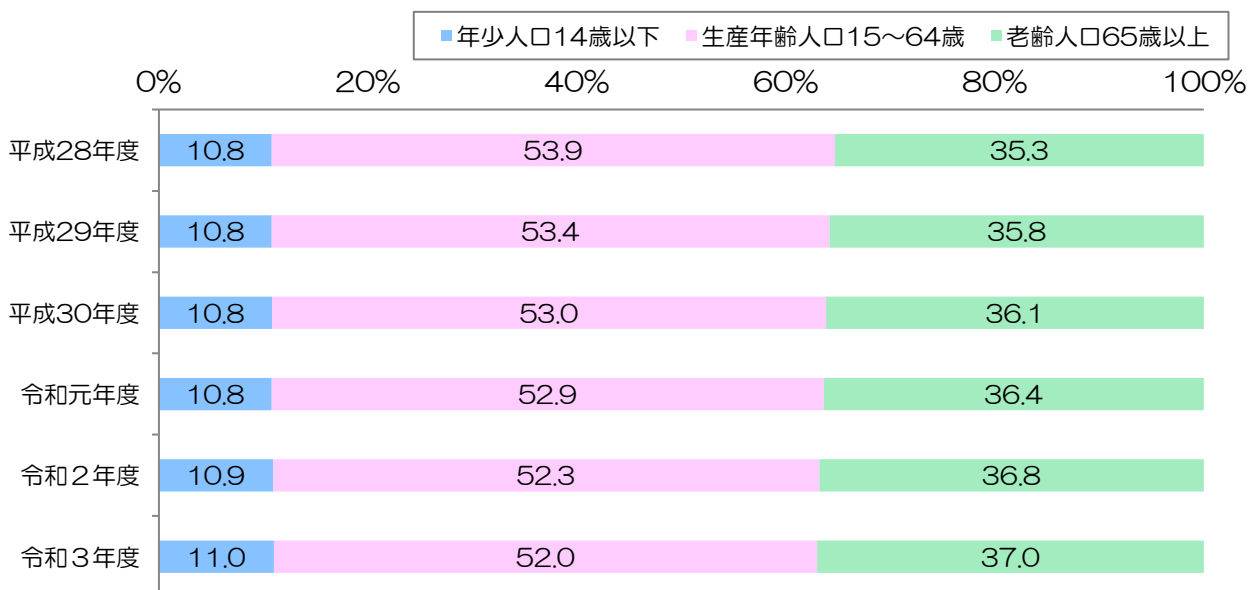
資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

2. 年齢別人口構成

本市の年齢3区分別人口をみると、年少人口（14歳以下）の人口構成比はやや増加し、令和3年度では11.0%となっていますが人口は緩やかに減少傾向にあります。生産年齢人口（15～64歳）も、緩やかに減少傾向にあり、人口構成比は令和3年度では52.0%となっています。一方、高齢化率を示す高齢人口（65歳以上）は、年々増加傾向にあり、人口構成比は令和3年度では37.0%と4割近くになっています。

このように、本市においても少子高齢化が進行している傾向にあることがわかります。

◆年齢3区分別人口構成比◆



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

### 3. 高齢者の状況

#### (1) 高齢者世帯の状況

高齢化が進むとともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が増えてきており、令和2年国勢調査の結果によると、市内の一般世帯総数 10,151 世帯のうち、65 歳以上の人が暮らしている世帯は 5,883 世帯(58.0%)と過半数を占め、平成27年国勢調査から 17 世帯(0.8%)増加しています。

このうち、ひとり暮らし高齢者世帯(単独世帯)が 28.1% (全体比 16.3%)、高齢夫婦のみ世帯が 26.3% (全体比 15.2%) を占めており、家庭内での支え合いが難しくなっています。

◆高齢者世帯の状況◆

	世帯数			構成比 (%)	
	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯
一般世帯数	10,151	2,959	2,169	29.1	21.4
65 歳以上世帯員がいる世帯	5,883	1,653	1,548	28.1	26.3
75 歳以上世帯員がいる世帯	3,468	952	792	27.5	22.8
85 歳以上世帯員がいる世帯	1,346	381	218	28.3	16.2

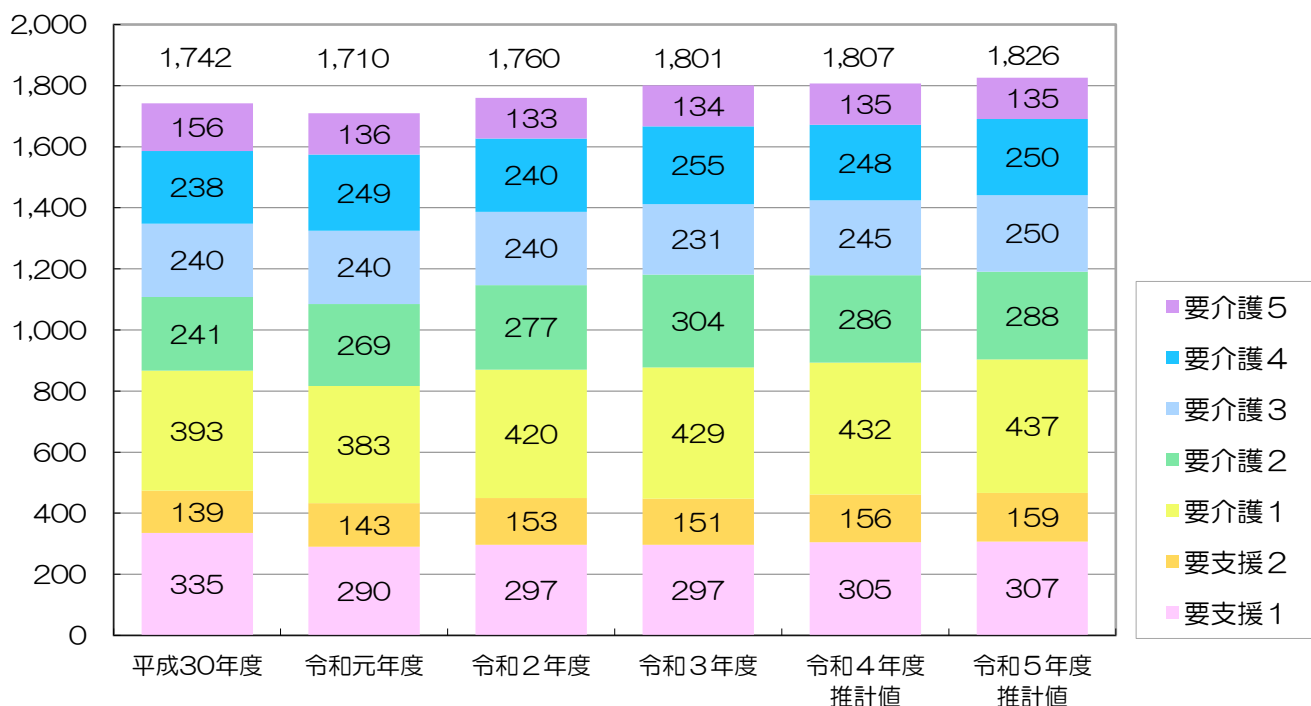
資料：令和2年国勢調査

#### (2) 要支援・要介護認定者の動向

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者の推移をみると、認定者の総数は、実績値で令和元年度から令和3年度にかけて増加しており、支援を必要とする人が増えています。

令和5年度までの推計値をみても、今後増加していくことが見込まれています。

◆要介護別認定者数の推移と推計値◆

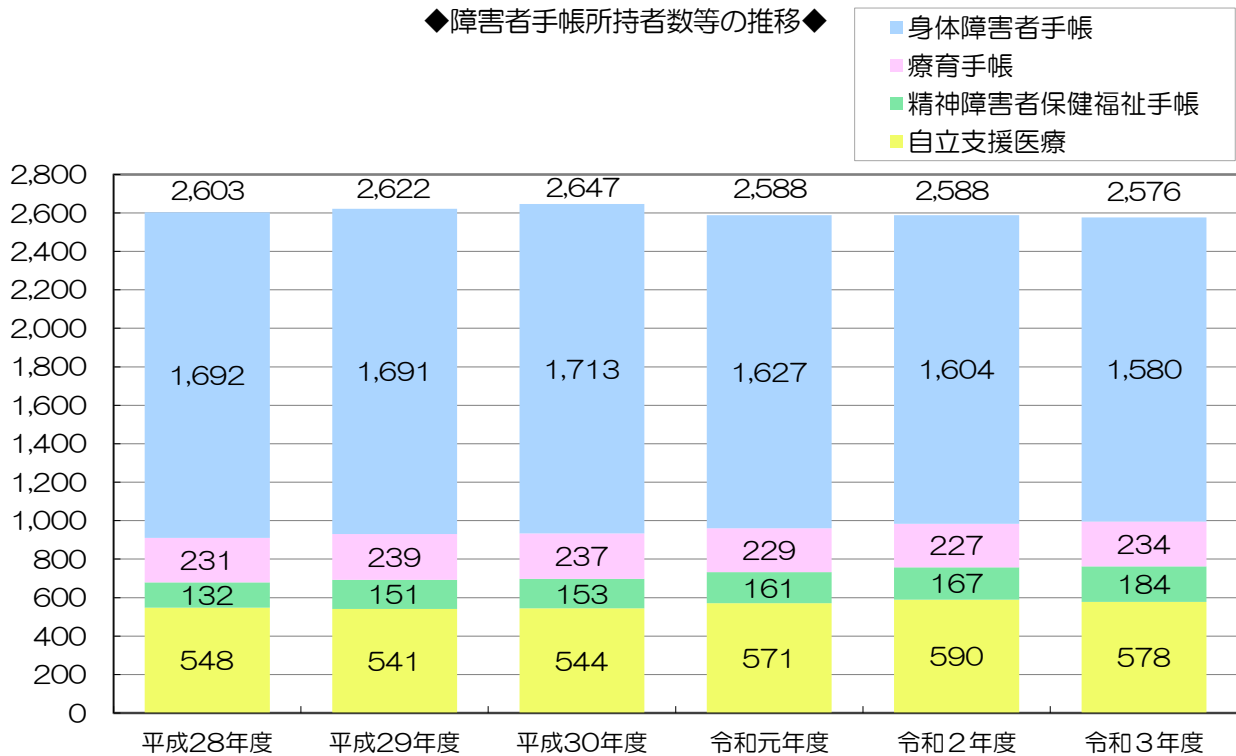


資料：厚生労働省 介護保険事業報告  
※令和4年度以降は見込み値

#### 4. 障害者の状況

市内で暮らしている障害者は、令和3年度現在の各障害者手帳の所持者及び自立支援医療受給者数の合計でみると2,576人となっています。そのうち身体障害者が1,580人と大半を占め、療育手帳を所持する知的障害者が234人、精神障害者が184人、自立支援医療受給者数が578人で、近年は身体障害者を除き、それぞれ緩やかながら増加傾向にあり、今後も増加することが予測されます。また、障害の重度化や重複化が進むとともに、障害者本人や家族の高齢化が進みつつあり、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていける様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築する必要があります。

◆障害者手帳所持者数等の推移◆



資料：土佐市

◆障害者手帳所持者数等の伸び率◆

単位：(%)

年度	平成			令和		
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
身体障害者手帳	100.0	99.9	101.2	96.2	94.8	93.4
療育手帳	100.0	103.5	102.6	99.1	98.3	101.3
精神障害者保健福祉手帳	100.0	114.4	115.9	122.0	126.5	139.4
自立支援医療	100.0	98.7	99.3	104.2	107.7	105.5
合計	100.0	100.7	101.7	99.4	99.4	99.0

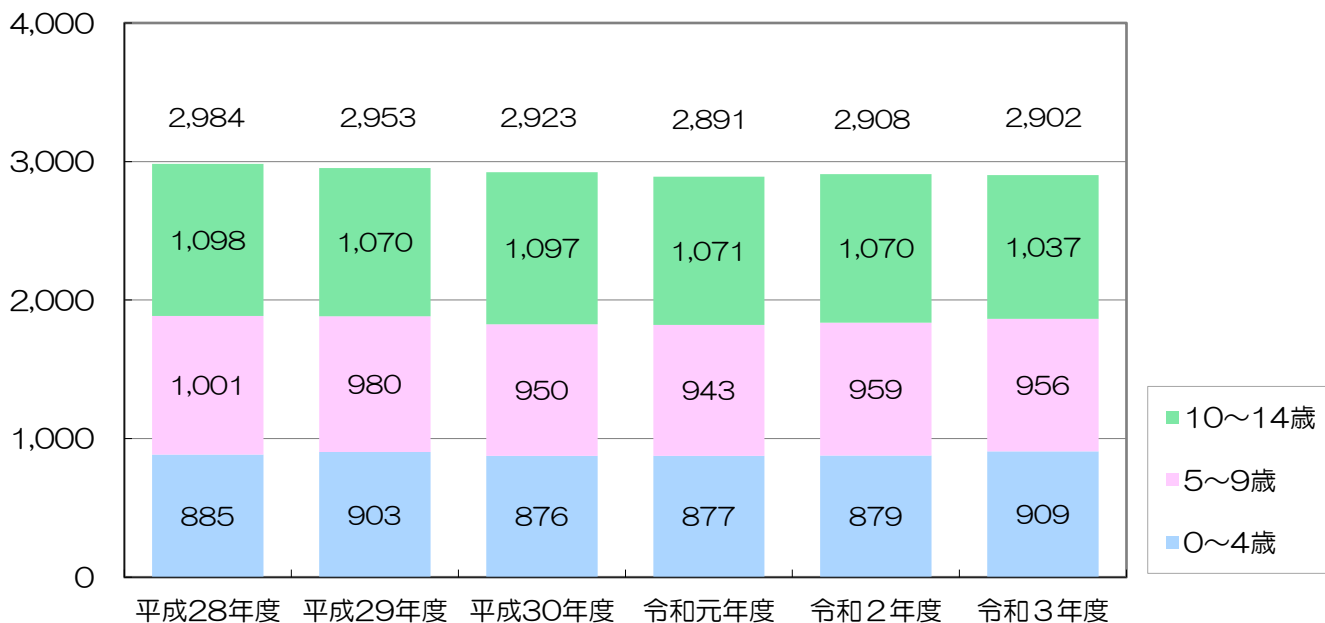
注：伸び率は、平成28年度を100とした場合の指数

資料：土佐市

## 5. 子ども・子育て家庭の状況

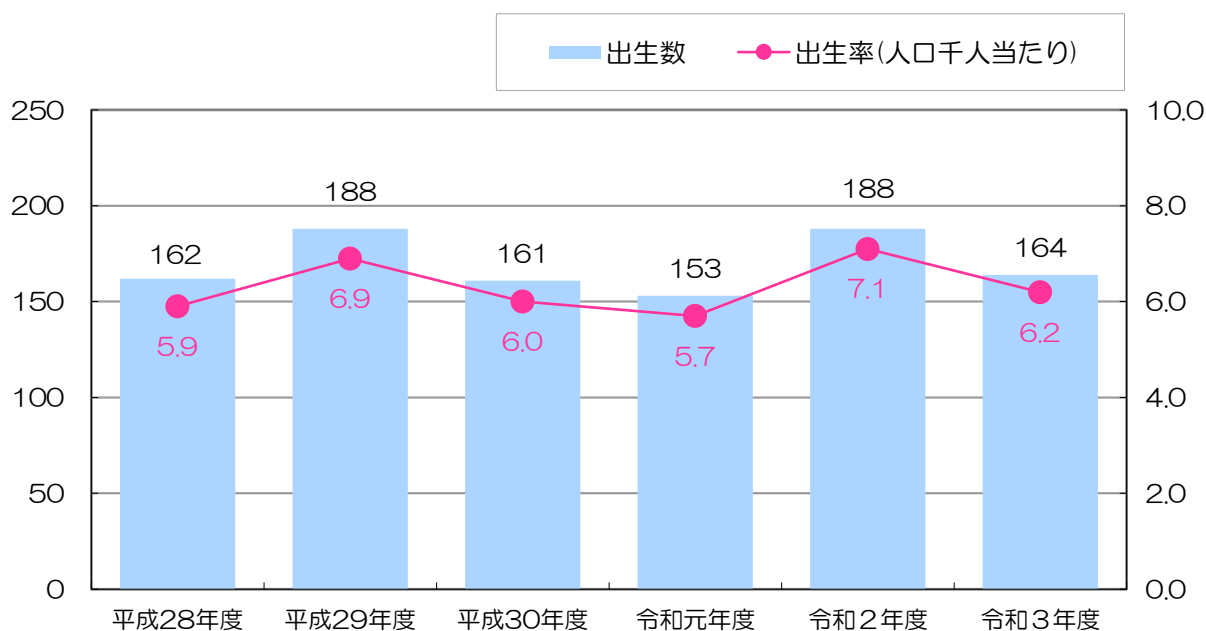
少子高齢化の進行に伴い、年少人口（14歳以下）の緩やかな減少傾向が続いていますが、年間出生数は近年、約160～190人で推移しています。核家族化・小世帯化や生活様式の多様化による家族形態の変化、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における「子育てをする力」の低下が指摘されており、子育てに対する負担感や不安感が高まっています。また、個人の価値観の多様化や子育てと仕事の両立の難しさ、さらには子育てに対する経済的負担が増加していることを背景に、今後も全国的に少子化は進行するものと考えられ、本市においては全国及び県より合計特殊出生率は高いものの少子化傾向に向かいつつあることがわかります。

◆年少人口（14歳以下）の推移◆



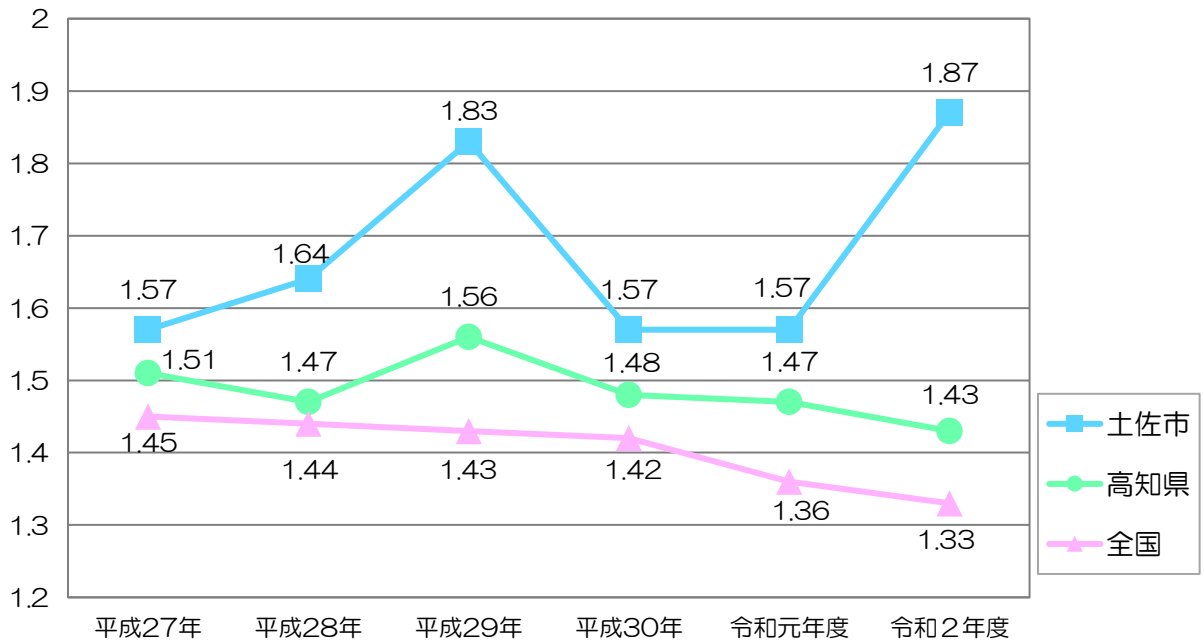
資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

◆出生数と出生率（人口千人当たり）の推移◆



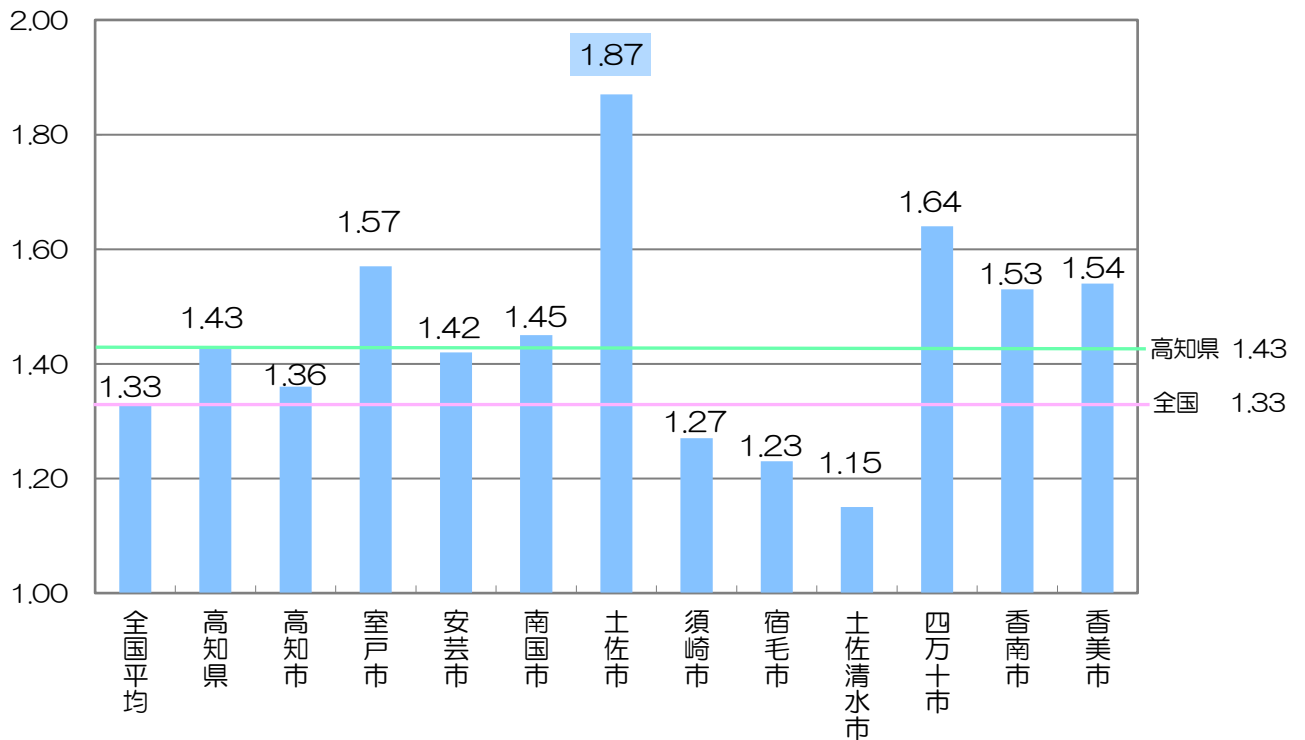
資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

◆合計特殊出生率の推移◆



資料：高知県健康づくり支援システム

◆県内市の合計特殊出生率の比較（令和2年度）◆



資料：高知県健康づくり支援システム

## 6. ひとり親世帯の状況

本市の場合、ひとり親家庭については、令和3年度現在で237世帯となっており、母子世帯、父子世帯ともにやや減少しています。

母子世帯については、就労や経済面で厳しい状況にある家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援など総合的な自立支援対策が必要です。また、父子家庭についても子どもの養育や家事など生活面において課題を抱える場合が多く、社会的な支援が必要となっています。

### ◆ひとり親家庭の状況◆

	平成28年度	令和3年度	増減率(%)
世帯数	12,407	12,557	1.2
ひとり親家庭数(合計) ※児童扶養手当受給者	264	237	-10.2
母子世帯数	234	212	-9.4
父子世帯数	30	25	-16.7

資料：住民基本台帳、土佐市

## 7. 生活保護世帯の状況

生活保護は、高齢・病気・障害等で収入がなくなったり、少なくなったりして、資産(預貯金・生命保険・土地など)の活用、身内の援助等の最善をつくしてもなお、生活ができなくなったときに、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

本市の生活保護世帯については、令和3年度で296世帯となっており、近年は平成30年度をピークに減少傾向で推移しています。全国的に被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進む傾向にあるため、今後とも関係機関との連携のもと、自立に向けた支援が必要と言えます。

### ◆生活保護世帯の状況◆

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数(世帯)	337	350	351	344	304	296
伸び率(%)	100.0	103.9	104.2	102.1	90.2	87.8
受給者数(人)	428	441	441	417	375	367
伸び率(%)	100.0	103.0	103.0	97.4	87.6	85.7

注：伸び率は、平成28年度を100とした場合の指数

資料：土佐市

## 8. 関連団体意識調査からみる問題点・課題

※令和4年度土佐市地域福祉に関する関連団体等意識調査・地域住民座談会の結果を抜粋・要約しています。

項目		問題点・課題
1	地域全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりが少なくなっている。</li> <li>・子どもの人数が減少しているので子育て支援を充実させる必要がある。</li> <li>・地域での行事がコロナ禍で中止になっている。</li> <li>・高齢化によって医療機関受診の必要性は増しているが、自身で移動できない高齢者が増加している。</li> </ul>
2	市民同士の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の参加者が高齢化している、参加者が固定化している。</li> <li>・自治会やその他の団体内での取り組みはされているが各団体間のつながりがあると交流が広がる。</li> <li>・若い方が自治会に加入しないことで世代間の交流が活発にできない。</li> <li>・近所や地域での交流が希薄になっている。</li> </ul>
3	市民相互の助け合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助け合いを充実させるためには、日頃からの交流が大切だがコロナ禍で市民同士の交流の機会が減っている。</li> <li>・将来の担い手づくりが大切であり小中学生への福祉教育の充実が必要。</li> </ul>
4	ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化によってボランティア人材が不足している。</li> <li>・ボランティアへの理解、関心のある人が少ない。</li> <li>・ボランティアを希望する場合にどこへ行けばよいかわかりにくい。</li> </ul>
5	地域福祉全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の人々の顔が見える関係づくりが大切だがコロナ禍、高齢化などによって行事の実施が困難となっている。</li> <li>・地域福祉に重要な民生委員の不在地区がある。</li> </ul>
6	地域の高齢者や障害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の負担感を減らせるサービスの充実が必要。</li> <li>・独居の高齢者が増えている。</li> <li>・高齢者の方は交通手段の確保が難しく外出しにくい。</li> <li>・障害への理解を深める啓発を充実させて欲しい。</li> </ul>
7	地域の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍もあり自主防災活動が十分ではなく防災訓練を実施できていない地域がある。</li> <li>・避難訓練に参加する人が少ない、参加する人が固定化している。</li> <li>・障害者、高齢者は避難が困難なため支援したいが自身や家族のこともあり災害の際に支援できるかわからない。</li> </ul>
8	安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横断歩道、防犯灯などの整備が必要な場所がある。</li> <li>・電気代の高騰によって防犯灯の電気代負担が増している。</li> </ul>
9	人権意識について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者でないと理解が不足していることや関心が低いことがある。</li> <li>・人権問題は幅広いと思うが高齢化が進む中で特に高齢者の人権に関する課題が増えている。</li> </ul>
10	地域福祉の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動に積極的に取り組みたいが、ニーズや課題が分からない。</li> <li>・高齢化によって自治会など地域の担い手が不足している。</li> </ul>

## 9. 関連団体意識調査からみる今後必要と思う取り組み

※令和4年度土佐市地域福祉に関する関連団体等意識調査・地域住民座談会の結果を抜粋・要約しています。

項目		今後必要と思う取り組み
1	地域全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者や子育て世代への補助制度の拡充により若い世代の定住を図る。</li> <li>高齢者の病院受診など公共交通機関が不可欠でありバス存続に取り組む。</li> </ul>
2	市民同士の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内での話し合いの場、機会を増やしていく必要がある。</li> <li>自治会への加入、自治会の活動を促進することで交流が広がる。</li> </ul>
3	市民相互の助け合い	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者（独居）、子どもの見守り活動を継続していく。</li> <li>障害者、高齢者の日常のことや困りごとなどの理解促進に取り組む。</li> <li>若い人、子どもが参加しやすい地域での行事を実施し、つながりを築いていく。</li> </ul>
4	ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの頃からの意識が大切なので小中学校における学習に取り組む。</li> <li>若い世代に関心を持ってもらえるよう周知・啓発を行う。</li> <li>ボランティアを希望する人が連絡、登録できる窓口や制度を充実する。</li> </ul>
5	地域福祉全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民間のコミュニケーションを高める取り組み。</li> <li>幅広い世代が参加できる各地区での行事、お祭りなどを開催する。</li> <li>自治会は、地域福祉の向上・災害時など重要であり加入率向上が必要。</li> </ul>
6	地域の高齢者や障害者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化や高齢化などによって家族だけで高齢者・障害者を支えるのは難しいので施設入所、在宅での介護の充実が必要。</li> <li>外出しやすい環境や就労先など社会参加できる仕組みづくり。</li> <li>正しい理解が適切な配慮・支援につながるため周知・啓発が重要。</li> </ul>
7	地域の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃からの交流がないと災害時の助け合いにつながりにくいので、住民同士や事業所などとの交流を促進する必要がある。</li> <li>水や食料の備蓄など身近なことから取り組むことが災害への関心を高めるので周知・啓発を重ねる。</li> <li>避難に支援が必要な方の把握・情報共有を進める。</li> </ul>
8	安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障害者を悪質商法などから守る取り組みを行う。</li> <li>防犯や交通安全のため地域で子どもを見守る。</li> <li>街灯やカーブミラーなどの必要な場所への整備を進める。</li> </ul>
9	人権意識について	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権が尊重されるためには啓発活動を継続していくことが大切。</li> <li>高齢者が増加しているため高齢者の人権問題への取り組みを充実させる必要がある。</li> </ul>
10	地域福祉の充実について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の清掃活動や募金などできることから取り組むことで地域福祉への理解が深まるので、身近なことから取り組める体制の整備・啓発。</li> <li>行政が地域の活動などに参加し、住民の生の声を聞くことも大事。</li> <li>お互いに支え合う関係づくりには、世代間の交流が大切。</li> </ul>



## 【2】前期計画の成果と課題

### 1. 地域福祉計画 ・ 地域福祉活動計画

土佐市地域福祉計画では、「地域で見守り支え合う ふれあいと福祉のまち 土佐」づくりを目指し、4つの基本目標「1. 人と人のつながりづくり」「2. 福祉活動の推進と担い手づくり」「3. 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり」「4. 安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり」に沿って施策体系を設定し、関連施策等を推進してきました。

土佐市地域福祉活動計画では、「まちの『ふだんの暮らし』をともにより豊かにする福祉環境づくり」を目指し、「実施項目」「主な取り組み」「実施に向けての基盤強化」を具体的に定め、地域福祉活動の拡充を推進してきました。

以下に、両計画の前期計画の各施策について市担当所管、社会福祉協議会において取り組み状況の評価を行い第3期計画に向けて整理しました。

#### 【基本目標1】人と人のつながりづくり

地域福祉の出発点として、同じ地域に住む市民同士が日常的なつながりの中からお互いに認め合い、支え合える様々なふれあいの機会づくりを実施しました。

#### 【成果のあった取り組み】

- 子ども食堂の拠点の増加によって、子どもが一人で気軽にご飯を食べに行ける「子どもの居場所」を増やすことができた。『市民・社協』
- あったかふれあいセンターを市内に拠点3カ所、サテライト8カ所を開設し、「集う」機能の他、「訪問」「相談」「つなぎ」を行い、支え合う地域福祉を推進しました。『社協・行政』
- 子育て支援センターを中心に定期的に育児相談やマタニティ・父親教室を実施しており、安心して子育てができる環境や親子愛着形成の強化を進めました。『団体・行政』
- 障害者の活動及び集いの場として地域活動支援センターを開設しており、障害者の創作活動、社会交流、相談対応を通して地域生活支援を推進しました。『団体・行政』

#### 【さらに取り組みを要すること・課題】

- 地区の行事や清掃活動で参加者が固定化し、若い世代の参加が少なくなっている。『市民・行政』
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施の困難なものがあった。『社協・行政』
- 自治会加入率は、様々な取り組みを実施したが微減傾向であった。『行政』

#### 【第3期計画に向けて】

社会情勢の変化に柔軟に対応しながら人と人のつながりづくりを推進するため、価値観の多様化、感染症の拡大防止による「新しい生活様式」等を踏まえた取り組みを行う必要があります。

人とのふれあい、関わりが減少する状況においても、お互いが支え合う社会とその大切さを実感する機会及び地域福祉に主体的に取り組める機会を創出していくことが重要です。

## 【基本目標2】福祉活動の推進と担い手づくり

地域福祉の主役である市民が、福祉活動の担い手として積極的に活動に参加できるよう、福祉や人権に関する意識向上に努めるとともに活動の場を創出し、教育や啓発を通じて福祉活動の担い手の発掘・育成を実施しました。

### 【成果のあった取り組み】

- ひとり暮らしの高齢者への見守りとして民生委員・児童委員が訪問する配食サービスを実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組みました。『市民・社協』
- 地区社協※とともに各地域で住民座談会を開催し意見交換、アンケート調査を実施し、各地域の実情に応じた地域福祉活動を推進しました。『市民・社協』  
※宇佐・新居・高石・高岡・蓮池・波介・北原・戸波の各地区社会福祉協議会
- 土佐市内の小学校9校・中学校3校・高等学校2校に高齢者体験セットの貸し出しを行い児童・生徒の福祉意識の醸成につなげました。『市民・社協』
- 食生活改善推進員が地域での料理伝達講習会や保育園・小中学校での食育推進活動を実施、健康づくり推進員が、健診受診のための幅広いPR活動や健康づくり推進のための健康ウォークを開催しました。『市民・行政』

### 【さらに取り組みを要すること・課題】

- 地域福祉に欠かせない民生委員・児童委員の欠員地区がある。『市民・行政』
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施の困難なものがあった。『社協・行政』
- ボランティア登録者は、子ども食堂については担い手がいるものの他の分野では登録者数が不足している『市民・社協』

### 【第3期計画に向けて】

地域のあらゆる住民が支え手側、受け手側に分かれることなく、役割を持って支えあう「地域共生社会」の実現に向けて、全ての世代で担い手を育成していくことが求められています。

特に将来の地域福祉の担い手となる子ども・若い世代への周知・啓発を行うことで自らの暮らしや地域を見つめ、自分にできることを考える意識を醸成するとともに、多くの世代が参加できる地域活動の機会の充実が大切です。

### 【基本目標3】利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

だれもが地域で安心して暮らしていくため、福祉サービスが必要となったときに、正確で分かりやすい情報によって適切にサービス選択・利用できるよう取り組みました。

また、生活課題が多様化、複雑化していることから各制度の相談支援機関が連携し、困りごと解決を支援しています。

#### 【成果のあった取り組み】

- 土佐市ふれあい相談事業として、くらし住まい・家族・健康医療・福祉・教育・その他の相談を行いました。法律相談の利用促進として「社協だより土佐」に定期掲載し、相談支援を充実することで多様な相談ニーズへ対応する体制を整備しました。『社協』
- フードバンク事業として、お菓子や米等の食料品などたくさんの寄贈を受け、生活が困窮されている方や市内の子ども食堂などに対して提供し、特に新型コロナウイルス感染症の影響で生活に影響を受けた方々への食材の提供につながりました。『市民・社協』
- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、子ども家庭支援センター、地域活動支援センターにおいて、専門的な相談支援を行うとともに複合している課題がある世帯には関係機関が連携し、支援を実施することで円滑な課題解決を行いました。『行政』

#### 【さらに取り組みを要すること・課題】

- 地域の「身近な相談先」、「支援へのつなぎ役」を担っている民生委員・児童委員に欠員が生じている。『行政』
- 成年後見制度に関するアンケートを実施した結果、制度の認知が不十分であった。『行政』

#### 【第3期計画に向けて】

福祉サービス利用者が適切にサービスを選択し、利用できるよう支援していくことが重要であり、福祉に関する情報提供の充実、知的障害者や認知症高齢者等の判断能力が不十分な方の権利擁護に取り組み、市民の誰もがサービスを利用しやすい環境づくりを推進します。

また、支援が必要な一人ひとりを支える各相談支援機関の充実・強化を図るとともに、単独の相談支援機関だけでは対応が難しい複合化・複雑化した生活課題に対しては、多機関・多職種連携による包括的な支援体制による課題解決を行います。

## 【基本目標4】安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには住環境、道路、交通機関のバリアフリー化、防災対策の推進やセーフティネットの拡充など幅の広い取り組みが必要となるため、担当所管が多様な施策を展開するとともに関係機関と連携し福祉のまちづくりに取り組んでいます。

### 【成果のあった取り組み】

- 地域資源の発掘と活用として広報誌の「土佐市の良いところ見つけたよ!」で集いの場などを紹介し地域全体の見守りによって、安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくりに取り組みました。『社協』
- 災害時に適切に対応するため、避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画を作成し地域に情報提供するとともに避難行動要支援者が参加する避難訓練を実施しました。『行政』
- 地区社協や民生委員による見守り活動やスクールガードリーダーを配置し登下校時の児童の見守り、学校への防犯に関する助言指導を行っています。『市民・社協』

### 【さらに取り組みを要すること・課題】

- 避難行動要支援者で個別避難計画作成に不同意の方への安否確認及び避難支援について検討する必要がある。『行政』
- 子ども見守りカメラを都市公園（土佐市民公園・なかよし公園・土佐公園）に設置しており他の公園についても利用状況によって設置検討を行う。『行政』

### 【第3期計画に向けて】

すべての市民が安全に安心して地域で自立した生活を営むことができるよう道路、公共施設などの環境整備を推進するとともに地域の実情に適した公共交通システムを支援します。防災対策では、地域の防災力向上を目指し市民がお互いを支え合う協力体制づくり及び周知啓発を継続していく必要があります。

また、生活困窮の方は生活課題が多岐にわたる場合があるため一人ひとりの状況に応じた支援を行うことで自立の促進を図ります。

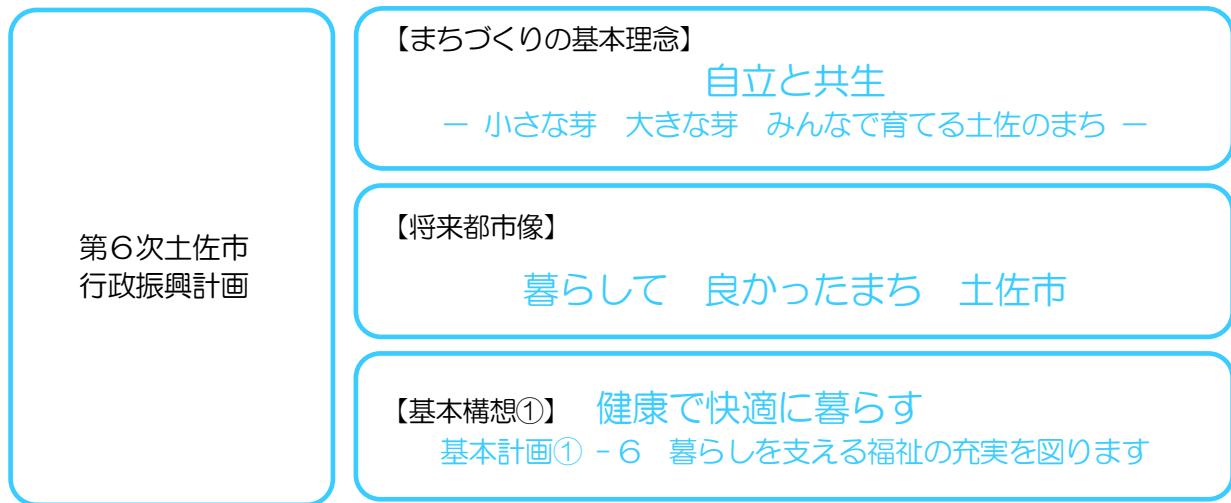


## 第4章 計画の基本的な考え方

### 【1】計画の基本理念と基本目標

第6次土佐市行政振興計画では、「まちづくりの基本理念」を市の地理・自然条件、歴史、産業などの地域資源と市民がいきいきと行動する社会、お互いを思いやり、ともに生きるやさしい心を表現し「自立と共生—小さな芽 大きな芽 みんなで育てる土佐のまち—」と設定しています。

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画は長期総合計画の考え方を踏まえて、地域福祉の基本方針を示し各分野の個別計画を包含する計画にあたります。本計画においても第1期計画から掲げている理念を継承し、「地域で見守り支え合う ふれあいと福祉のまち 土佐」と定めます。



### 本計画の基本理念

～地域で見守り支え合う  
ふれあいと福祉のまち 土佐～

本計画の基本理念である「地域で見守り支え合う ふれあいと福祉のまち 土佐」を実現するため一体的な支援の仕組みである「包括的な支援体制」の構築を進めます。

市民を含めた多様な主体の参加・協働によって市民同士が支え合い、一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域をともに創る「地域共生社会」に向けて、本市の現状や課題を踏まえ、次の4項目を「基本目標」として設定するとともに、それぞれに「基本方針」を定めます。

- 【基本目標1】 人と人とのつながりづくり
- 【基本目標2】 福祉活動の推進と担い手づくり
- 【基本目標3】 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり
- 【基本目標4】 安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり

## 【2】施策の体系

土佐市地域福祉計画・土佐市地域福祉活動計画	
【基本理念】	～地域で見守り支え合う ふれあいと福祉のまち 土佐～

### 【基本目標1】 人と人とのつながりづくり

【基本方針1】 地域で顔が見える交流づくり

【基本方針2】 地域福祉ネットワークの構築

【基本方針3】 社会参加の促進と健康づくりと生きがいづくり

### 【基本目標2】 福祉活動の推進と担い手づくり

【基本方針1】 とともに支え合う福祉意識の醸成

【基本方針2】 人権意識の向上や虐待防止への取り組み

【基本方針3】 福祉を支える担い手の育成

【基本方針4】 地域での自立支援と福祉活動の推進

### 【基本目標3】 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

【基本方針1】 きめ細かな相談支援体制づくり

【基本方針2】 福祉サービスの充実

【基本方針3】 わかりやすい情報提供体制の充実

### 【基本目標4】 安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり

【基本方針1】 人にやさしい生活環境づくり

【基本方針2】 地域の防災体制づくり

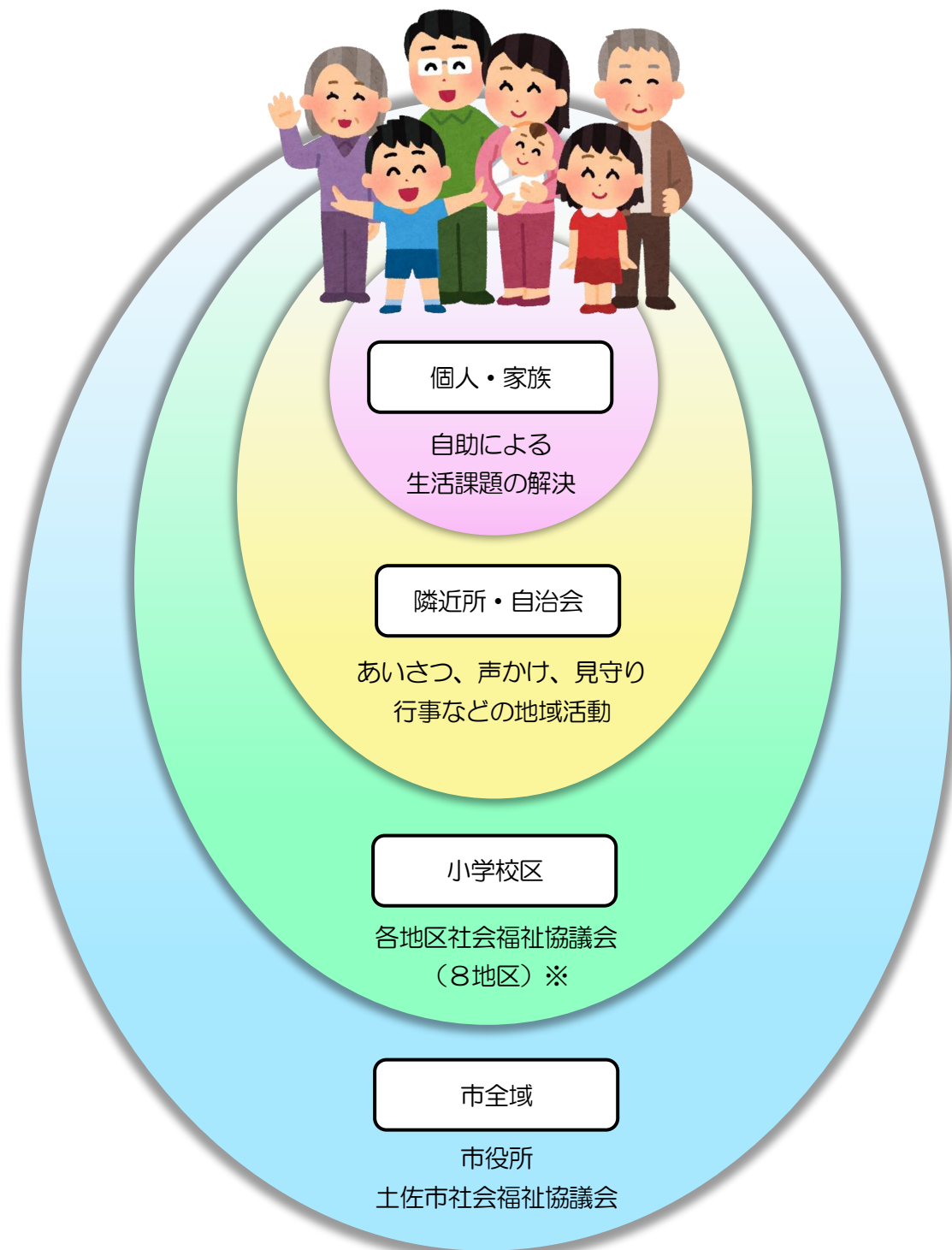
【基本方針3】 安全・安心な地域づくり

【基本方針4】 セーフティネットの機能強化

### 【3】地域福祉圏域の設定

地域福祉課題やニーズには、容易に解決できることから、複雑・困難で、継続的に専門的支援が必要なことまで、きわめて多様なものがあります。このような課題やニーズに柔軟、迅速、適切に対応していくために、本計画では地域福祉圏域を設定し、圏域ごとの取り組みや連携によって地域福祉の向上を図ります。

【地域福祉圏域のイメージ図】



※宇佐・新居・高石・高岡・蓮池・波介・北原・戸波の各地区

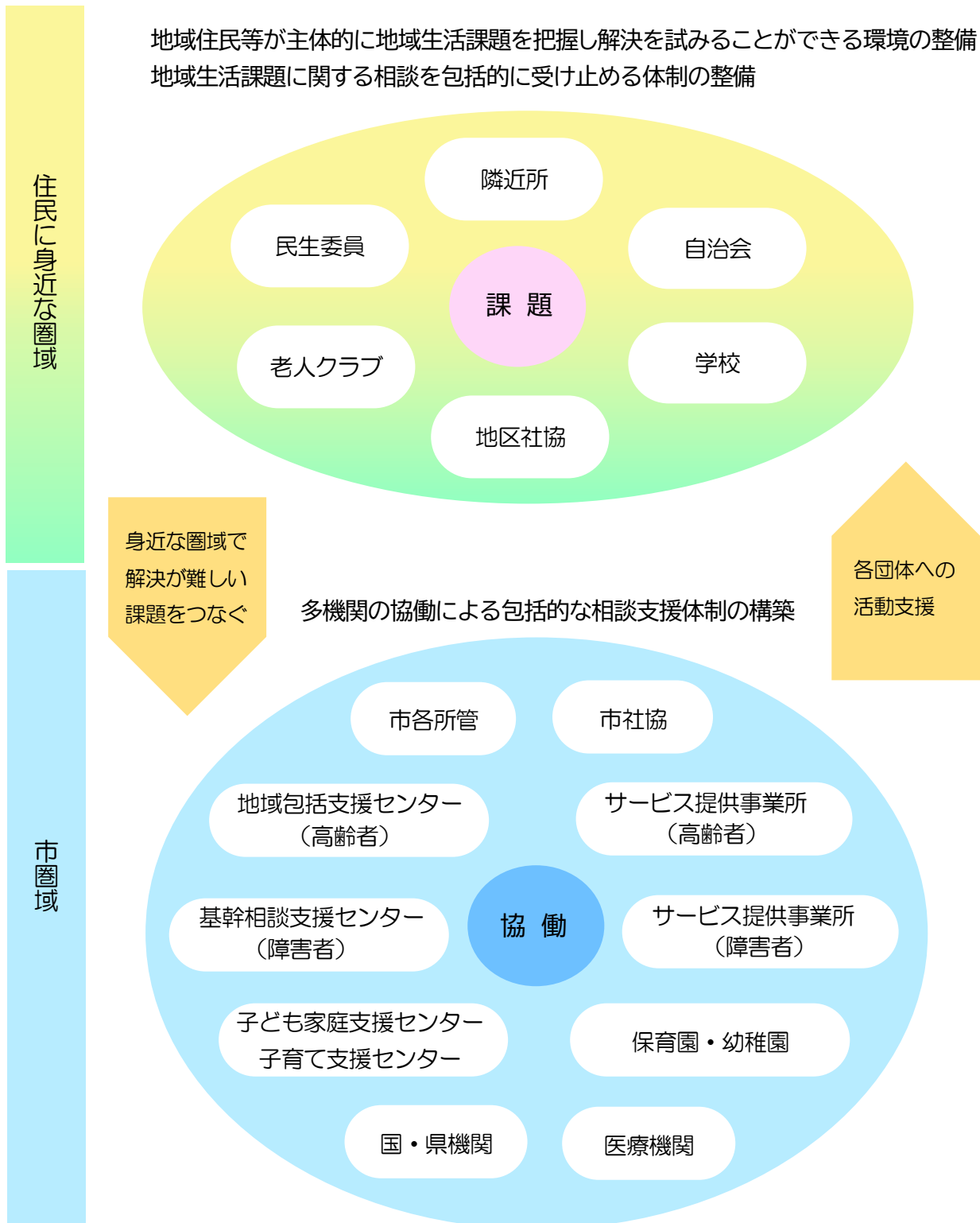


#### 【4】包括的な支援体制

高齢、障害、子ども、生活困窮などの分野ごとの相談支援体制では対応が困難な課題が増加しており、生活課題が複合化・複雑化している世帯、制度の狭間にある課題を抱えている住民、支援を必要とする住民が相談できず孤立している場合などがあります。

相談支援機関及び関係機関が連携し生活・就労・居住などの支援を一体的に行うことで、課題の早期発見・解決につなげるとともに支援を受けた方の自立支援や社会参加を図ります。

【包括的な支援体制のイメージ図】



## 第5章 施策の展開(各論)

### 【基本目標1】人と人とのつながりづくり

#### ◆現状と課題◆

核家族の増加や価値観の多様化により、地域の身近な場所で様々な年代の人が気軽に集い、交流する機会が少なくなっています。

自治会を対象とした関連団体等意識調査では、「地区行事やイベント、各種会合などの参加者が固定化されており、若い世代や子どもの参加が少ない」といった声があり、地域での人間関係が希薄化している一方で、「身近に集える場所」を求める声もあります。

地域で暮らす人々が、声かけやあいさつを交わせる関係を築くことは、お互いを認め合い信頼することにつながります。地域福祉への幅広い市民の参画と協力を促すには、関係する組織や団体の交流や連携を強化することで、地域における福祉ネットワークの構築を図ることが大切です。

また、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが心身ともに健康であることが重要であり、様々な地域活動や生きがいづくり活動、健康づくり活動が大きな役割を果たしています。

#### ◆主体別の取り組み◆ ※「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の両計画の取り組みです。

### 【基本方針1】地域で顔が見える交流づくり

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 家庭では、「おはよう」「おやすみ」「ありがとう」など、基本的なあいさつを実践しましょう。
- 地域では、顔の見える関係づくりを基本として、積極的にあいさつをしましょう。
- 地域への関心や理解を深め、地域活動等に参加するよう努めましょう。

**社協は**

- 子ども食堂、お気軽カフェ、社会福祉大会などでみんなが声を掛け合える雰囲気醸成し、顔の見える交流を行います。
- 職員間で「おはようございます」「お疲れ様でした」の励行を実践するとともに関係者来社時にも「あいさつ」を積極的に実践します。
- 土佐市身体障害者協議会、土佐市老人クラブの大会などに参加し、健康促進・生きがいづくりを通して人と人とのつながりづくりに取り組みます。

**行政は**

- 保育園等では、子どもたちにあいさつの大切さを教え、積極的なあいさつの指導を行います。
- 小・中学校では児童・生徒を中心にあいさつ運動を推進し、保護者・教職員から子どもたちへのあいさつを積極的に行います。
- 毎月第3木曜日を「あいさつの日」と定め、各学校区で学校・PTA・青少年育成土佐市民会議等と連携し、土佐市あいさつ運動を推進します。
- 生活支援コーディネーターを配置し、地域住民主体で地域の特性に合ったやり方で、お互いに支え合える地域づくりを推進します。

## 【基本目標1】人と人とのつながりづくり

### 【基本方針2】地域福祉ネットワークの構築

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 身近な人から支え合いを推進し、「地域の福祉力」向上を図りましょう。
- 地域では、地域のお祭りや防災訓練など世代を超えて集まり、交流が出来る機会をつくりましょう。

**社協は**

- 地区社協（8地区）とともに、地域住民の声を聞き①青少年の健全育成のための諸活動、②子ども会の育成、③チビッコ広場の整備、④福祉のまちづくり運動の推進、⑤環境美化運動の推進、⑥老人福祉の推進などに取り組みます。
- 福祉推進校として指定している市内の小学校・中学校・高等学校に高齢者体験セットの貸し出し、授業協力を行うなど児童・生徒の地域福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神、福祉の心を養うとともに、子どもたちを通じて家庭や地域社会への啓発を行います。

**行政は**

- 保育園等では、地域の社会福祉施設への訪問や園の行事に高齢者などを招待するなど、子どもと高齢者や障害者との交流の場を作ります。
- 小・中学校では、地域住民の学校行事への参加、登下校時の見守り活動などにより子どもと地域の交流を進めます。
- 地域に住む住民同士が助け合える自治会組織の育成や自治会加入率向上を図ります。
- 子どもから高齢者・障害者を対象に、集いや交流の場を提供し、地域で楽しく安心して生活ができるよう日常生活を支援する「あったかられあいセンター」の利用促進及び活動内容の充実を図ります。



## 【基本目標1】人と人とのつながりづくり

### 【基本方針3】社会参加の促進と健康づくりと生きがいづくり

市民は ※市民には団体・事業者などを含みます

- 生涯学習やスポーツ、就労など、生きがいづくりを実践しましょう。
- 健康であることを心がけ、生活習慣病を予防するとともに、健診を受けましょう。

社協は

- 各種協議会・連合会などの事務局として行事運営のサポートを行い、土佐市身体障害者協議会や土佐市老人クラブなどのスポーツ、大会などに参加し企画段階から当日まで関わりながら健康促進・生きがいづくりに取り組みます。
- 市から委託されているあったかふれあいセンターにて、百歳体操、散歩、手芸などを実施し、体を使うことで健康づくりと生きがいづくりを支援します。

行政は

- 生涯学習を推進するための各種文化教室・スポーツ教室等活動の場を提供します。
- 子育て支援センターで、親子で自由に遊んだり、お友達を見つけたり、相談の場を提供します。
- 子どもや大人の健康づくりに役立つことができる各種健診や健康講座を開催します。
- 育児の相談、こころの相談を実施します。
- 地域ほっとステーションの開催を支援し、地域における介護予防活動を推進します。
- 地域活動支援センターで障害者のレクリエーション、生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図ります。
- 「あったかふれあいセンター」を開設し、「集い」での創作活動において、「交わる」「働く」機能で、高齢者による生きがい活動を支援します。



子どもから大人まで、だれもがつながり、未来へと持続可能な土佐市を目指し、令和4年12月に健康都市宣言を行っています。

## 【基本目標2】福祉活動の推進と担い手づくり

### ◆現状と課題◆

すべての人がともに生き、ともに育つ地域福祉の実現を目指すためには、お互いに思いやり、助け合う「福祉のこころ」を育むことが大切です。

少子化や核家族化により子どもを取り巻く生活環境は大きく変わり、地域への関心やつながりが薄れ、子どもたちが地域の人々とふれあう機会が減る傾向にあり、家庭・学校・地域が連携し、地域とのふれあいの中でお互いに思いやり、助け合う福祉意識の醸成を図ることが大切です。

また、市民の一人ひとりが尊厳を持つかけがえない存在として、お互いの人権が尊重され、支え合う地域社会を築いていくため、市民・社協・行政がともに人権問題や福祉課題に目を向け、「人権尊重」の意識を高めることが必要です。

地域福祉を支える担い手の育成には、日頃からの助け合い意識の醸成、学校等での福祉教育の推進、市民及び地域の多様な主体が担い手として活動できる環境を整備していくことが求められています。

問題を早期に発見し、困っている人に対する適切な支援や福祉サービスにつなぐため、日頃からふれあう機会を増やし、悩みや相談ごとについて話し合える場をつくっていくことで、地域に住む人々が地域の課題を共有し、問題解決とともに取り組む支え合いのまちづくりを進めていく必要があります。

### ◆主体別の取り組み◆ ※「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の両計画の取り組みです。

#### 【基本方針1】ともに支え合う福祉意識の醸成

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 大人は子どもを地域で育てるとともに子どもの手本となるよう心がけましょう。
- 募金や地域の清掃など自分にできることから支え合いを実践しましょう。

**社協は**

- 子ども食堂に子どもだけで来られた場合、ルール・マナーなどを教えるとともにボランティアさん、子ども、みんなが楽しく参加できる雰囲気の中、子ども自身も子ども食堂の協力者として参加できる工夫を行います。
- 学校での赤い羽根共同募金活動を通して、児童・生徒がよりよい地域づくりのために、自ら考え協力してボランティア活動が行えるよう支援し、ともに支え合う意識を醸成します。
- 市から委託を受け、生活支援コーディネーターを配置し、身近な地域での支え合いを推進します。

**行政は**

- 保育園児等が社会福祉施設や関連施設を訪問することなどにより、高齢者や障害者への尊敬やいたわり、思いやりの心を養います。
- 小・中学校での総合的な学習の時間や特別活動で手話体験などの福祉教育に取り組みます。
- 社会福祉協議会などの福祉関係団体と連携し、福祉活動の担い手が積極的に活動に参加・参画する仕組みづくりを進めます。

## 【基本目標2】福祉活動の推進と担い手づくり

### 【基本方針2】人権意識の向上や虐待防止への取り組み

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 一人ひとりが、福祉について自分自身のこととして考えましょう。
- 講演会や研修などに積極的に参加しましょう。
- ふだんから、隣近所や地域の人への目配り、気配りに努めましょう。

**社協は**

- 講演会への参加、研修の受講などにより職員の人権意識向上に取り組み、市から委託されている地域支え合い事業、あったかふれあいセンター、日常生活自立支援事業などを利用される方に寄り添った対応を行います。
- 児童・高齢者・障害者の虐待防止のため啓発活動に取り組みむとともに、地域の人への目配り、気配りで虐待の兆候や要因を早期発見することに努めます。

**行政は**

- 保育園等・小学校・中学校における人権教育の実践を推進します。
- 同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、LGBT、感染症などに関する差別意識を解消するため様々な活動を通じて啓発を推進します。
- 虐待・DVについての相談窓口の周知を行い、支援の必要な事例を早期発見、早期に対応し、虐待・DVの発生、問題の重度化・深刻化の予防に努めます。
- 家族などで高齢者や子どもへ虐待を行ってしまった人を加害者としてのみ捉えるのではなく、その背景にも目を向け、養護者または保護者への支援に取り組みます。

### 【基本方針3】福祉を支える担い手の育成

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 自分のできる範囲で、ボランティア活動に参加しましょう。
- 身につけた知識や技術、経験などを地域福祉活動に活かしましょう。
- 地域行事でボランティア活動の機会を増やしましょう。

**社協は**

- 社協がボランティアを必要とする団体からの依頼を受けた際にボランティア登録者の出来る事とマッチングを行うことで担い手の育成を図っています。また、子ども食堂、あったかふれあいセンターなどボランティアの活動する場の創出に取り組みます。
- 地区社協とともに、各地域で住民座談会を開催し、生活課題から福祉課題を抽出するとともに課題解決について地域と一緒に考えることによって地域福祉推進に向け取り組みます。

**行政は**

- 障害者施設、シルバー人材センター、ファミリーサポートセンターなど地域住民の経験や能力の活用を図ります。
- ボランティア学習の実施や講座の開催、情報の提供など、ボランティアの育成・確保に努めます。
- 福祉活動の担い手が積極的に活動に参加・参画できる仕組みづくりを進めます。
- 市内の学校やPTA活動等を通じたボランティアへの理解促進、生徒や保護者によるボランティア参加機会の拡充を図ります。

## 【基本目標2】福祉活動の推進と担い手づくり

### 【基本方針4】地域での自立支援と福祉活動の推進

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 自分に支援が必要な場合は、遠慮せず支援を求めましょう。
- 地域の行事がある場合は、身近な人に声をかけ参加を促しましょう。
- 問題を個人や家庭で抱え込まず、積極的に相談しましょう。

**社協は**

- 地域住民の代表などによって構成されている各地区社協（8地区）が市民一人ひとりの心配事などから地域課題まで幅広く把握し、支援につなげるとともに住民座談会などを開催し、地域でのネットワークを強化することで地域の支え合いや助け合いの活動を推進します。
- 独居高齢者への給食サービスの実施、子ども食堂の運営及び支援を通して、アウトリーチの視点で見守り活動を行うことで困り事のある方、支援が必要な方へ積極的な声掛けと福祉サービスの利用を促進します。

**行政は**

- 関係機関との連携により、支援を必要とする人と支援が可能な人を結びつけるコーディネート役となる人材の確保や育成を図ります。
- 地域住民やボランティア、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の連携による、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動の充実を図ります。
- 高齢者や障害者の『自立支援』を念頭に置いた多職種協働による個別の事例検討会議『地域ケア会議』の充実を図り、ケアマネジメント支援や地域のネットワーク構築を促進します。また、地域課題の把握や解決に努めます。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

## 【基本目標3】 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### ◆現状と課題◆

現在、市民の様々な不安に対応するため、市や社協の相談窓口をはじめ、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援などの分野別の相談機関、民生委員・児童委員などによる多様な相談支援が実施されています。

市民が「支援が必要」になった時、安心して福祉サービスを選択し利用していくためには、質の高い福祉サービスが確保されているとともにサービス提供事業者やサービスの内容、利用方法などに関する情報が、利用者となる市民に適切に提供されていることが必要です。

人々の暮らしの中での課題は複雑化・多様化していることから公的なサービスだけでは十分に対応できない状況も顕在化してきており、住み慣れた地域での生活を支えるため、福祉サービスなどのフォーマルサービスはもちろん、インフォーマルサービスとの連携を図る必要があります。

地域のなかには、支援が必要であるにも関わらず、制度や福祉サービス等に関する情報が行き届いておらず、これらの利用に結びついていない人もいますと考えられます。

高齢者や障害者、子育て家庭、ひとり親家庭等、支援を必要としている市民の誰もが必要な情報を得られるよう、多様な手段で情報を発信するとともに利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報を提供するなどの配慮が求められます。

### ◆主体別の取り組み◆ ※「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の両計画の取り組みです。

#### 【基本方針1】 きめ細かな相談支援体制づくり

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 身近な人の相談に乗り、支援につなげましょう。
- 不安や悩みが大きくなる前に相談しましょう。
- 社会福祉法人や民間事業所は、市民へ相談に関する様々な情報の提供を進めましょう。

**社協は**

- 市民の抱える問題について幅広い相談に応じる「ふれあい相談」、生活にお悩みの方の相談をお聞きし課題の整理をして解決に向けた支援を行う「生活相談センター」などの相談対応を行うとともに関係機関・地域と密接に連携し、地域ぐるみの相談支援体制を構築します。
- 社協の広報紙、ホームページなどによる媒体、イベントや行事の機会を活用し、相談窓口の周知・広報を行います。

**行政は**

- 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センター、子ども家庭支援センター等の相談支援担当者、要保護児童対策地域協議会関係機関など、地域の福祉に関わる専門職による情報共有、連携を強化し包括的な支援を行います。
- 市の広報紙やパンフレット、ホームページなどによる媒体や、地域の福祉活動関係者の紹介などを通じた各分野の相談窓口の周知・広報を行います。
- 地域住民の身近な相談窓口として、民生委員・児童委員による訪問活動を支援し、その役割の周知を行います。



## 【基本目標3】 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### 【基本方針2】 福祉サービスの充実

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 適切な福祉サービスなどが利用できるよう、サービスについて情報収集を行いましょう。
- 市やサービス提供事業者に対して、サービスについての要望を伝えましょう。

**社協は**

- 日常生活自立支援事業は、関係機関からの相談で利用開始につながる事が多く、利用終了は成年後見制度への移行が多いことから関係機関への周知・連携によって円滑な利用開始、成年後見制度への移行を図ります。
- あったかられあいセンター、子ども食堂、住民座談会等においてニーズ把握を行うことで福祉サービスの充実を図ります。

**行政は**

- 関係団体と連携した研修・講座等を開催し、サービス提供事業者の資質向上を図ります。
- 希望する福祉サービス等を適切に選択し、利用できるよう、市やサービス提供事業者によるサービス情報及び苦情解決制度の情報提供に努めます。
- 地域や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。
- 権利擁護意識の啓発を図るとともに、成年後見制度の周知に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、利用の促進を図ります。
- 地域包括支援センター・基幹相談支援センター等の相談窓口の周知に努めるとともに、地域の見守りや関係機関とのネットワークづくりを推進し、高齢者・障害者とその家族を支援します。

### 【基本方針3】 わかりやすい情報提供体制の充実

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 広報紙、土佐市情報配信サービス、回覧などに関心を持って情報を得よう心がけましょう。
- 情報を得ることが難しい方がいたら出来る範囲で情報を得るお手伝いをしましょう。

**社協は**

- 社協広報、ホームページ等を見やすく内容がわかりやすいよう工夫し、サービス・事業の情報提供を行います。
- サービスを利用されている方、事業に参加されている方等へ、必要な情報を個別に提供をすることで制度、サービス等の利用促進を図ります。

**行政は**

- 市の広報紙をはじめとする各種パンフレット、ホームページ、土佐市情報配信サービス等、多様な媒体を活用し、よりわかりやすい情報提供を行います。
- 年齢や障害の有無にかかわらず、提供されている情報が利用しやすいよう、音訳など様々な方法で情報を提供するとともにコミュニケーション機器を給付・貸与します。

## 【基本目標4】安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり

### ◆現状と課題◆

地域には、子ども、高齢者、障害者等、様々な人が暮らしており、住み慣れた地域で安心して暮らせることを願っています。しかし、高齢者や障害者にとっては、住まいの段差や外出する際の道路、公共交通機関等の段差により外出が困難となる場面もあります。

道路交通環境の安全性向上やバリアフリー化など整備・改善などについて引き続き関係機関に働きかけていく必要があります。

一方では、例えば段差のある道路でのちょっとした外出が困難な方への心遣い、支えといった「周囲の人の手助けによって、バリアフリーの環境を創り出していく」といった発想も必要です。

本市では、平成21年度に策定し、随時更新を行っている「土佐市地域防災計画」に基づく総合的な防災対策の推進や、災害時要配慮者避難支援プランに基づく支援が必要な人に関する日頃からの情報収集、地域ぐるみの情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めています。

自主防災組織は、各自治会においておおむね組織化されており、地域の共助意識の向上と、要配慮者・避難行動要支援者支援の充実が重要です。

地域の防犯対策については、日頃からの様々な地域活動を通して、誰もが犯罪等への不安を感じることなく、安心・安全な生活が送れるように、防犯や交通安全活動を進めていくことが地域福祉にとって非常に重要です。

また、近年、非正規雇用の増加や所得格差が生まれるなど社会・経済の構造変化に伴い、これまでの安定した雇用を基にした社会保障制度が担っていたセーフティネットでは対応しきれない場合があります。安定した生活基盤を築くことが出来ず生活困窮に陥る、年金などの老後の備えをする余力がないまま老後を迎えるなど、生活への不安や困窮が増加しています。生活困窮を早期に把握・支援するためには、制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

### ◆主体別の取り組み◆ ※「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」の両計画の取り組みです。

## 【基本方針1】人にやさしい生活環境づくり

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 公共交通の必要性について考え、無理のない範囲で公共交通を利用するように心がけましょう。

**社協は**

- 清掃活動へ参加するとともに川や海などをきれいにする啓発を行います。
- 時刻表、パンフレット等の配布によって公共交通についての情報提供を行います。

**行政は**

- 自治会等の清掃活動を支援するとともに、環境ボランティアの育成に努めます。
- 地域で自立して生活が送れるよう、地域の実情に適した公共交通システムを支援します。
- 高齢者や障害者などが安全に安心して通行できる道路環境の整備に努めます。

## 【基本目標4】安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり

### 【基本方針2】地域の防災体制づくり

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 日頃から防災用品・避難場所・避難経路等を確認しましょう。
- 災害時の避難の際、隣近所で声を掛け合いましょう。
- 地域の防災訓練への参加や自主防災組織の活動に協力しましょう。

**社協は**

- 災害ボランティアセンターの運営について事例研究を行うとともにマニュアルに沿った模擬訓練を実施し、災害への備えに取り組みます。
- 市民向けに救急講習、救急指導員の講座等を行い、災害の際に対応できる地域の人材育成を図ります。

**行政は**

- 土佐市防災マップ・自主防災組織災害避難マップ等の周知を促進し、市民の防災意識の向上を図ります。
- 災害時要配慮者避難支援プランに基づく対象者の把握に努めるとともに、近隣の協力体制づくりの促進を図ります。
- 避難行動要支援者への避難誘導、情報提供方法などの体制を整備します。

### 【基本方針3】安全・安心な地域づくり

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 交通ルール、交通マナーの理解を深めましょう。
- 地域の防犯活動や交通安全活動などに積極的に参加しましょう。
- 電話、訪問、郵便などによるお金に関すること（還付金の受け取り、お金の請求等）で、少しでもおかしいと思うことがあった時は、家族や警察等に相談しましょう。

**社協は**

- チャイルドシートの貸し出し等を通して、交通安全への意識向上を図ります。
- 特殊詐欺を防止するための講習会、注意喚起を行い安全・安心な地域づくりに努めます。

**行政は**

- 保育園等・小学校・中学校での交通安全教室、街頭指導等を実施し、交通ルール、交通マナーの啓発を行います。
- 犯罪や防犯に関する広報・啓発活動を実施するとともに各種団体やボランティアによる地域の防犯パトロール、子どもの登下校の見守りを推進します。
- 学校・公共施設等のグラウンドや体育館、公園などの活用を図るとともに、地域のボランティアなどと連携を図り、子どもの遊び場の安全確保に努めます。
- 高齢者・障害者や支援者・関係機関に消費者被害に関する情報を提供することで、被害の未然防止に努めます。

## 【基本目標4】安全・安心で暮らしやすい福祉のまちづくり

### 【基本方針4】セーフティネットの機能強化

**市民は** ※市民には団体・事業者などを含みます

- 日頃から隣近所との付き合いを大切にしましょう。
- 自分、家族、地域の方で支援の必要な方がいる時は、相談機関へ相談・連絡しましょう。

**社協は**

- 地域のつながり、支え合いの大切さについて様々な活動、行事等を通して周知、啓発を行います。
- 「断らない相談支援」を目指し、あらゆる相談を受け止める意識づけ・体制づくり、関係機関との連携を推進します。

**行政は**

- 民生委員・児童委員の活動に必要な情報を提供するとともに、潜在的な要支援者の把握を行うための情報収集体制を構築し、確実な支援につなげます。
- 自立相談支援事業を実施し、生活困窮者からの相談に応じ、対象者の課題に即した、就労・居住その他の自立に関する相談支援、事業利用のための計画づくりや具体的な支援の調整を行います。
- 子どもの学習支援事業を実施し、生活困窮家庭等の子どもへの学習支援や保護者への進学助言を行います。
- 子育て、介護、障害、貧困等の複雑化・複合化した個別の課題や制度の狭間の課題に対し、その本人や世帯の属性に関わらず幅広く相談を受け止めるため、庁内各課が連携し「断らない相談支援」に取り組みます。  
また、切れ目のない支援を届けるために、庁内担当課をはじめ、事業所、民生委員・児童委員等との連携・協働による包括的支援体制を構築するとともにアウトリーチによる状況把握を行い支援の必要な方へ情報・支援を提供することに努めます。
- 市の自殺実態や市民意識調査の結果を踏まえ、かつ、自殺対策の基本方針に則り、「誰も自殺に追い込まれることのない土佐市」の実現を目指して、施策を展開していきます。



## 第6章 土佐市再犯防止推進計画

### 【1】計画策定の趣旨

全国における刑法犯の認知件数（警察が発生を認知した事件の数）及び検挙者数（警察が検挙した事件の被疑者数）は、年々減少傾向にあります。一方、刑法犯の検挙者のうち、再犯者（検挙回数が2回以上の人）の割合は微増を続けており、令和2年は49.1%となっています。

犯罪をした人は、生活困窮や高齢、障害等、様々な生きづらさなどの課題を抱えていることや安定した仕事や住居を確保できないこと等により、社会復帰が困難な場合があります。

犯罪をした人の社会復帰を関係機関が協力連携して支援するとともに地域の理解と協力を得ながら立ち直ろうとする人を受け入れる地域社会を構築することで再犯の防止につなげ、安全・安心に暮らせる社会の実現を図り、再犯の防止等に関する施策を計画的に推進する土佐市再犯防止推進計画を策定するものです。

#### ◆刑法犯認知件数と再犯者数（再犯者率）の推移◆



- ▶ 犯罪を減らすためには**再犯者**に対して特に対策が必要  
→国・地方公共団体・民間団体等が**連携**して取り組む**体制**の整備

### 【2】計画の位置づけ

本計画を再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定される地方再犯防止推進計画として位置づけます。

### 【3】計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、社会環境の変化など、様々な状況に的確に対応できるよう、随時、計画全体の状況把握を行い、必要に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

## 【4】施策ごとの取り組み

### 1. 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人たちの更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

#### 具体的な取り組み

- ・犯罪や非行の防止と更生に関する市民の理解を促進するため、更生保護サポートセンター※「土佐」と連携し、土佐保護区保護司会をはじめ関係機関や地域の関係団体等とともに広報・啓発活動に取り組みます。
- ・「社会を明るくする運動強調月間（7月）」及び「再犯防止啓発月間（7月）」の周知と啓発活動に取り組みます。

#### ※更生保護サポートセンター

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。更生保護サポートセンターは、保護司会が公的機関の施設等に開設している地域における更生保護の活動拠点となる施設です。

### 2. 就労・住居の確保

犯罪や非行をした人の中には、さまざまな「生きづらさ」を抱えている人がおり、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。特に、社会復帰した後に安定した生活を継続させるためには、就労と住居の確保が重要であると言われています。

#### 具体的な取り組み

- ・ハローワークからの求人情報を、窓口等で周知するとともに本人の能力、特性に応じた就労への支援を行います。
- ・犯罪や非行をして刑務所・少年院に収容されている人の就労支援を行う「コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）」の取り組みの周知に努めます。
- ・市営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等、「空き家バンク」に登録されている物件等の情報提供により住居の確保に努めます。

### 3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪をした人等のうち生活困窮者や障害者等の福祉的支援が必要な人に対して、適切な保健医療・福祉サービスへつなげます。

#### 具体的な取り組み

- ・生活に困窮する者や高齢又は障害のある人などの福祉的支援が必要な人に対し、福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関との連携を図ります。
- ・薬物事犯者は、薬物依存症の場合やアルコール依存など他の依存症が重なっている場合があり、依存症からの回復に向けた支援が必要なことから、必要な保健医療・福祉サービスの利用を促進します。
- ・犯罪、非行などの問題のある人や、その御家族などからの相談に対応できるように法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）と連携します。

# 資料編 (資料 1～資料 5、用語解説)

## 資料 1 土佐市地域福祉に関する関連団体等意識調査票

◆はじめに、貴団体のことについておたずねします

団体の名称	
代表者名	

貴団体の区分（形態）は次のうちどれですか。【1つだけに○】

1.	自治会 _____	1から16ページまでご協力お願いします
2.	民生委員・児童委員	} 1から15ページまでご協力お願いします
3.	社会福祉協議会	
4.	地域団体（老人クラブ、子ども会など）	} 1から10ページまで ご協力お願いします
5.	ボランティアグループ・団体	
6.	NPO法人	
7.	福祉サービス提供者	
8.	医療機関	
9.	その他（ _____ ）	

1	貴団体が活動を行う上で困っていることや課題はありますか。
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	



## 【1】 地域全体のことについておたずねします

1	貴団体の活動地域は、全体的にみて子どもや高齢者、障害者にとって住みやすい地域だと思いますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にてその理由をご選択下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大変住みやすい</li> <li>2. どちらかといえば住みやすい</li> <li>3. どちらかといえば住みにくい</li> <li>4. 非常に住みにくい</li> <li>5. 地域・地区によって住みやすさに大きな差がある</li> </ol>
<p>上で1から5を選んだ理由として次の中から特にあてはまるものを<b>1つから3つまで</b>選んで○印を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機関がある（または ない）から</li> <li>2. 子ども・高齢者・障害者の施設がある（または ない）から</li> <li>3. 公園がある（または ない）から</li> <li>4. お店がある（または ない）から</li> <li>5. バス停がある（または ない）から</li> <li>6. その他（ _____ ）</li> </ol>	

2	貴団体の活動地域では、地域住民の自主的な活動や地域活動（あいさつ運動や声かけ運動、お祭り、伝統行事やイベントなど）は活発に行われていますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にてその理由をご選択下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常に活発に行われている</li> <li>2. どちらかといえば活発である</li> <li>3. あまり活発であるとは言えない</li> <li>4. ほとんど活動していない</li> <li>5. わからない</li> </ol>
<p>上で1から5を選んだ理由として次の中から特にあてはまるものを<b>1つから3つまで</b>選んで○印を記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域活動が増えている（または 減っている）から</li> <li>2. 地域活動に参加している（または 参加していない）から</li> <li>3. 参加者が増えている（または 減っている）から</li> <li>4. 新型コロナウイルス感染症が影響しているから</li> <li>5. 地域住民の活動について知っている（または あまり知らない）から</li> <li>6. その他（ _____ ）</li> </ol>	

3	<p>貴団体の活動地域では、特にどのような「分野」で問題点や課題が多いと感じていますか。(あてはまるもの<b>すべて</b>に○印を記入し、選んだ理由などを下の欄に記載ください)</p>												
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 高齢者福祉</td> <td style="width: 50%;">7. 健康づくり</td> </tr> <tr> <td>2. 障害者福祉</td> <td>8. DVや虐待</td> </tr> <tr> <td>3. 子育て</td> <td>9. 人権に関する問題</td> </tr> <tr> <td>4. 地域住民同士の交流</td> <td>10. 環境問題</td> </tr> <tr> <td>5. 防犯・防災など地域の安全</td> <td>11. バリアフリーのまちづくり</td> </tr> <tr> <td>6. 地域医療・病院</td> <td>12. その他 ( _____ )</td> </tr> </table>		1. 高齢者福祉	7. 健康づくり	2. 障害者福祉	8. DVや虐待	3. 子育て	9. 人権に関する問題	4. 地域住民同士の交流	10. 環境問題	5. 防犯・防災など地域の安全	11. バリアフリーのまちづくり	6. 地域医療・病院	12. その他 ( _____ )
1. 高齢者福祉	7. 健康づくり												
2. 障害者福祉	8. DVや虐待												
3. 子育て	9. 人権に関する問題												
4. 地域住民同士の交流	10. 環境問題												
5. 防犯・防災など地域の安全	11. バリアフリーのまちづくり												
6. 地域医療・病院	12. その他 ( _____ )												
<p>問題点や課題として選んだ理由 または問題点や課題と感じられること</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>													

4	<p>上記で回答された問題点や課題を解決していくためには、今後、地域住民（団体を含む）や市役所（行政）では、どのような「取り組み」が必要と思われますか。</p>
<p>貴団体が取り組むこと またはできること</p> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>地域住民（団体含む）が取り組むこと またはできそうなこと</p> <hr/> <hr/> <hr/>	
<p>市役所が取り組むこと</p> <hr/> <hr/> <hr/>	

【2】地域福祉全般についておたずねします

5	貴団体の活動地域では、地域住民の福祉に対する関心度は高いと感じになりますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にその理由をご記入下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常に関心度は高い</li> <li>2. どちらかといえば高い</li> <li>3. あまり高いとは言えない</li> <li>4. 非常に関心が薄い</li> <li>5. わからない</li> </ol>
<p>お答えになったのは、主にどのような理由からですか。          (例：子どもや独居高齢者の見守りを地域で行っている・地域で清掃活動に取り組んでいる)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

6	<p>お互いが思いやり支え合う福祉に関する担い手づくりについて、貴団体の活動地域では今後、どのような取り組みが必要と感じになりますか。          (例を参考にお答えください。) ※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：小中学校における福祉教育（例えば、子どもたちが福祉やボランティア活動に関心が持てるよう教育すること）の充実          例2：保育所や高齢者施設と連携した福祉教育・福祉学習の推進          例3：子どもから大人まで幅広い世代で地域への関心が高まる行事などの実施</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

【3】 地域の高齢者や障害者支援についておたずねします

7	貴団体の活動地域では、高齢者や障害者など支援を要する方々の実態把握（一人暮らしをされている、どのような支援が必要か理解されている地域の方がいるなど）は、どの程度できているとお感じになりますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印を記入してください。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実態把握は十分にできている</li> <li>2. どちらかといえばできている</li> <li>3. あまりできていない</li> <li>4. ほとんどできていない</li> <li>5. わからない</li> </ol>

8	<p>高齢化が進む中、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者が増え続けています。高齢者が、いつまでも地域で安心して暮らしていくためには、今後、地域住民（団体を含む）や市役所（行政）では、どのような取り組みが必要とお考えですか。</p> <p>（例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：定期的な訪問など「見守り活動」</p> <p>例2：買い物やちょっとした手伝いなど「支え合い活動」</p> <p>例3：高齢者が集う場所の充実</p> <p>例4：介護予防や生きがいづくり</p> <p>例5：高齢者の相談体制づくり</p> <p>例6：在宅介護や医療体制の充実</p> <p>例7：高齢者に配慮した交通手段の確保</p> <p>例8：バリアフリーのまちづくりや移動手段（交通の便）の確保</p> <p>例9：虐待防止や金銭管理など高齢者の権利を守る</p>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

9	<p>認知症の高齢者や、その家族などに対して、地域住民として、どのような支援が必要とお感じになりますか。また、そのためには市役所（行政）に、どのようなことを希望されますか。</p> <p>（例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：定期的な訪問など「見守り活動」          例2：認知症サポーターの育成          例3：認知症の高齢者が行方不明になる前に特徴などを市に事前登録し行方不明時に活用          例4：家族の負担感を減らせるサービス（高齢者の一時入所施設利用や電話相談）</p>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

10	<p>障害者がいつまでも地域で安心して暮らしていくためには、今後、地域住民（団体を含む）や市役所（行政）は、どのような取り組みが必要とお考えですか。</p> <p>（例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：定期的な訪問など「見守り活動」          例2：障害や障害者への理解を深めること          例3：在宅福祉サービスや医療、リハビリテーション体制の充実          例4：障害者の相談体制づくり          例5：発達障害のある人への療育や教育          例6：就労支援など、障害者が社会参加できる仕組み          例7：バリアフリーのまちづくりや移動手段（交通の便）の確保          例8：障害者の権利を守る仕組みづくり</p>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

#### 【4】安全・安心な地域づくりについておたずねします

1 1	貴団体の活動地域における、地域の防犯活動は十分だとお感じですか。
いずれか1つに○印を記入してください。	1. 十分にできている 2. どちらかといえばできている 3. あまり十分とは言えない 4. 不十分である 5. わからない

1 2	貴団体の活動地域で防犯活動を進めるにあたって、住民（団体を含む）や市役所（行政）では、今後、どのような取り組みが必要とお感じになりますか。 （例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です
例1：防犯に関する講習会など、住民の防犯意識を高める活動 例2：子どもが犯罪などに巻き込まれないようにする見守り活動 例3：一人暮らし高齢者・障害者を悪質商法などから守る活動 例4：地域住民の防犯ネットワークづくり 例5：街灯の整備 例6：防犯カメラの設置	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

13	貴団体の活動地域における、地域の防災・減災への取り組み（自主防災活動など）は十分に行われていると感じますか。
いずれか1つに○印を記入してください。	1. 十分にできている 2. どちらかといえばできている 3. あまり十分とは言えない 4. 不十分である 5. わからない

14	貴団体の活動地域での防災・減災を進めるにあたって、住民（団体を含む）や市役所（行政）では、今後、どのような取り組みが必要と感じになりますか。 （例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です
例1：避難訓練の実施・参加 例2：防災に関する周知や講座などの開催 例3：保育所・幼稚園・小中学校などにおける避難訓練や防災学習の実施 例4：避難時に支援を必要とする人の支援体制づくり 例5：地域の実情に応じた災害時の避難マップづくり 例6：災害時を想定したボランティア体制の整備 例7：消防、警察、自衛隊、医療機関、市役所など関係機関との連携体制  <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

15	貴団体の活動地域における、地域の交通安全活動は十分だとお感じですか。
いずれか <b>1つ</b> に○印を記入してください。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 十分にできている</li> <li>2. どちらかといえばできている</li> <li>3. あまり十分とは言えない</li> <li>4. 不十分である</li> <li>5. わからない</li> </ol>

16	貴団体の活動地域で交通安全活動を進めるにあたって、住民（団体を含む）や市役所（行政）では、今後、どのような取り組みが必要とお感じになりますか。 （例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です
<p>例1：子どもの交通安全のための見守り</p> <p>例2：公共交通機関の活用</p> <p>例3：交通安全イベントや行事の実施</p> <p>例4：道路や歩道の整備</p>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	



【5】 地域福祉の充実についておたずねします

17	今後、地域福祉を充実していくために、貴団体ではどのような活動や支援、協力などができますか。（例を参考にお答えください。）
<p>（例：子どもの交通安全の見守りを行う・地域の清掃活動に参加する・募金に協力する）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

18	今後、地域福祉を充実していくために、市役所（行政）は特にどのようなことに力を入れていくべきとお感じになりますか。（例を参考にお答えください。）
<p>（例：広報など情報提供の充実・世代間交流の促進・子どもや若い世代への啓発）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

自治会・民生委員・社協以外の方は以上で終了です ～ご協力、大変ありがとうございました～

**自治会・民生委員・社協の方は、次ページ以降もご協力をお願いします**

調査票10ページ

【6】人権意識についておたずねします

19	現在の土佐市は、「人権が尊重されたまち」になっているとお感じになりますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印を記入してください。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. そう思う</li> <li>2. どちらかといえばそう思う</li> <li>3. あまりそう思わない</li> <li>4. そう思わない</li> <li>5. わからない</li> </ol>

20	<p>人権尊重または人権擁護について、どのような問題点や課題があるとお感じになりますか。</p> <p>(例を参考にお答えください。) ※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：女性の人権に関する問題</p> <p>例2：性的少数者の人権に関する問題</p> <p>例3：高齢者に関する問題</p> <p>例4：障害者に関する問題</p> <p>例5：子どもの権利に関する問題</p> <p>例6：インターネットを悪用した人権侵害</p> <p>例7：虐待や暴力（DVなど）</p> <p>例8：同和問題</p>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	



【7】住民同士の交流についておたずねします

22	貴団体の活動地域では、地域の問題点や課題について、住民同士が話し合う場や機会は、どの程度ありますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印を記入してください。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3か月に1回以上は定期的に話し合いの場を開いている</li> <li>2. 半年に1回以上は定期的に開いている</li> <li>3. 1年に1回程度は定期的に開いている</li> <li>4. 不定期に（何か議案が生じた時点で、そのつど）開いている</li> <li>5. 住民同士が話し合う場や機会はほとんどない</li> <li>6. わからない</li> </ol>

23	<p>貴団体の活動地域では、住民同士が話し合う場や機会を持つことについて、問題点や課題がありますか。</p> <p>（例を参考にお答えください。）※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：参加人数が少ない</p> <p>例2：集合する場所が不便</p> <p>例3：参加者が高齢化している</p> <p>例4：参加者が固定化している</p> <p>例5：参加を呼びかける手段が少ない</p>	
<hr/> <hr/> <hr/>	

24	今後、住民同士の話し合いの場や機会を充実していく必要について、どのようにお感じになりますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にその理由をご記入下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. できるだけ増やしていくべきである</li> <li>2. できるだけ現状を維持する</li> <li>3. 減らしていくことも考えるべきである</li> </ol>
<p>お答えになったのは、主にどのような理由からですか。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	

【8】住民相互の助け合いについておたずねします

25	貴団体の活動地域では、住民相互の「助け合い」や「支え合い」は十分にできていますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にその理由をご記入下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 助け合いや支え合いの仕組みが十分にできている</li> <li>2. どちらかといえばできている</li> <li>3. あまりできていない</li> <li>4. ほとんどできていない</li> <li>5. わからない</li> </ol>
<p>お答えになったのは、主にどのような理由からですか。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

26	<p>貴団体の活動地域で住民相互の「助け合い」や「支え合い」を充実させていくためには、今後、どのようなことが必要とお考えですか。</p> <p>(例を参考にお答えください。) ※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：ボランティア人材の育成                  例2：高齢者や障害者・子どもへの見守り活動                  例3：住民同士の交流機会の充実</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

【9】地域のボランティア活動についておたずねします

27	貴団体の活動地域では「ボランティア活動」は活発に行われていますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にその理由をご記入下さい。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 非常に活発である</li> <li>2. どちらかといえば活発である</li> <li>3. あまり活発であるとは言えない</li> <li>4. ほとんど活動していない</li> <li>5. わからない</li> </ol>

28	<p>貴団体の活動地域でボランティア活動を行っていく上で、どのような問題点や課題がありますか。</p> <p>(例を参考にお答えください。) ※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1：人材が不足している</p> <p>例2：どんなボランティアをすれば良いのかわかりにくい</p> <p>例3：ボランティアを希望する場合、どこに行けば良いのかわかりにくい</p> <p>例4：関係機関との連携が不足している</p> <p>例5：住民のニーズとボランティア活動がマッチしていない</p>	
<hr/> <hr/>	

29	<p>貴団体の活動地域では、特にどのような分野で「ボランティア活動」を活発に行うべきとお考えですか。その理由もお答えください。</p> <p>(例を参考にお答えください。) ※例の番号への○印の記入のみも可能です</p>
<p>例1. 高齢者福祉活動（安否確認、介護施設の訪問、外出支援など）</p> <p>例2. 障害者福祉活動（安否確認、福祉施設の訪問、外出支援など）</p> <p>例3. 子育て支援活動（相談、一時預かり、本の読み聞かせなど）</p> <p>例4. 防災活動、防犯活動</p> <p>例5. 清掃美化・リサイクル活動</p> <p>例6. 青少年の健全育成活動（スポーツ活動やキャンプなど）</p> <p>例7. 異世代交流活動（子どもと高齢者との交流など）</p>	
<hr/> <hr/>	

自治会以外の方は以上で終了です ～ご協力、大変ありがとうございました～

**自治会の方は、次ページにもご協力をお願いします**

30	貴自治会への住民の加入率は最近どのように推移していますか。
いずれか <b>1つ</b> に○印をした上で、下欄にその理由をご記入下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 加入世帯数は増えている</li> <li>2. どちらかといえば増えている</li> <li>3. どちらかといえば減っている</li> <li>4. 減っている</li> <li>5. わからない</li> </ul>
<p>(例を参考にお答えください。) ※例の番号への○印の記入のみも可能です</p> <p>例1：近所付き合いが大切と思う（または あまり大切に思っていない）から  例2：加入することでメリットを感じる（または メリットを感じにくい）から  例3：自治会は災害時にとっても重要だから（または 重要と思っていない）から  例4：自治会の活動に関心がある（または あまり関心がない）から  例5：元気で自治会の活動に参加できる（または 高齢化などにより参加できない）から  例6：アパートなどの集合住宅が増えた（または 減った）から  例7：会費を安く感じる（または 高く感じる）から  例8：加入の手続きが簡単にできる（または 加入の手続きが必要と理解していない）から</p>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

以上で終了です ~ご協力、大変ありがとうございました~

## 資料 2 地域住民座談会での関心事等

※令和 4 年度地域住民座談会（令和 4 年 10～12 月）の結果を掲載しています。

宇佐地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き家の活用等 ●子どもの居場所 ●保育園の統合 ●集いの場所</li> <li>●包括支援センター ●社会福祉協議会 ●孤独死 ●議員より（社会福祉協議会の活動）</li> <li>●住民からの質問（高齢者のつなぎ先） ●民生委員の欠員 ●ドラゴンバスの増便</li> <li>●津波・防災への地域の取り組み●担い手の育成 ●あったかられあいセンター</li> </ul>
新居地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会の運営 ●防災 ●地域の課題 ●市政懇談会 ●保育園の統合</li> <li>●民生委員の欠員</li> </ul>
高石地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高石コミュニティセンター建設 ●担い手不足 ●地域とのつながり ●空き家問題</li> <li>●自治会加入問題 ●老人クラブ活動 ●学童保育 ●独居高齢者への配食</li> <li>●保育園統合 ●ゴミステーション</li> </ul>
高岡地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通勤通学の妨げになる駐車 ●おてらやおやつクラブとは？</li> <li>●自治会長より（ゴミの出し方） ●野田地区通学路 ●高岡地区の高齢者世帯</li> <li>●第 2 期地域福祉計画 ●あったかボランティアより（子どもの居場所づくり）</li> <li>●保育園の現状 ●生活福祉資金 ●防災対策 ●自治会運営の活性化</li> <li>●独居高齢者の見守り</li> </ul>
高岡第二地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の活動や情報 ●地域のつながり ●防災について ●子供の居場所の現状と課題</li> <li>●高齢者の問題 ●働く世代の子育て支援 ●高齢者の生活支援</li> </ul>
蓮池地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●蓮池公園 ●赤い羽根共同募金 ●フードバンク ●民生委員 ●子ども食堂</li> <li>●高齢者の点灯・独居高齢者 ●住民基本台帳 ●転居してきた場合</li> <li>●働く世代の子育て支援 ●学童保育 ●コミュニティセンターの柔軟な活用</li> <li>●子ども会 ●食品衛生法（配食・子ども食堂）</li> </ul>
波介地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員不在地域の確認 ●波介コミュニティセンター管理人 ●災害時の情報</li> <li>●道路の白線 ●集いの場情報 ●波介地区の社協広報への掲載 ●自治会編成</li> <li>●若者の参加</li> </ul>
北原地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北原公民館の使い方や小学校グラウンドの使用</li> <li>●鳴川で建設中の建物（児童発達支援センター） ●自主防の活動 ●災害時の発電機</li> <li>●独居高齢者 ●急に具合が悪くなって亡くなる人 ●自治会 ●災害・防災対策</li> <li>●高齢者問題 ●救急医療情報キットの活用 ●住民同士の交流</li> </ul>
戸波地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会の受託事業 ●社会福祉協議会 ●不安のある住民 ●配食サービス</li> <li>●貧困問題 ●民生委員 ●警察より（駐在の担当地区） ●高齢者の転倒・独居高齢者</li> <li>●住民基本台帳の閲覧 ●転居してきた場合 ●学校と地域との交流活性化</li> <li>●子ども会の情報収集 ●移動販売車の周知情報提供</li> </ul>

住民座談会は小学校区で実施

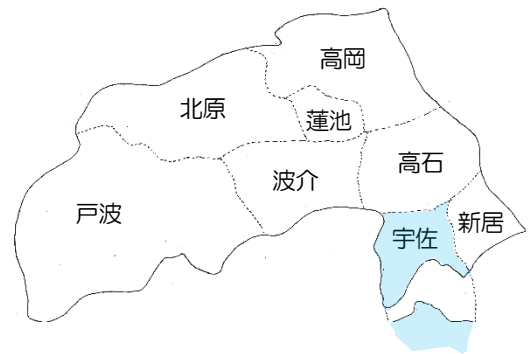


### 資料3 地区別の状況

#### (1) 宇佐地区

人口	4,009人	※市全体	26,418人
世帯数	2,119世帯	※市全体	12,557世帯
平均世帯人員	1.89人	※市全体	2.10人
高齢化率	48.7%	※市全体	37.0%

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	0	保育園	1	専門学校	0	量販店	1
避難所・場所等	28	幼稚園	0	郵便局	3	高齢者施設	3
役所・支所	1	小学校	1	医療機関	2	障害者支援施設	0
図書館	1	中学校	1	警察・駐在所	1	コミュニティセンター	1
社協	0	高等学校	1	消防署・屯所	3		

自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動への参加者が固定化している。</li> <li>・担い手の育成に苦労している。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入率 71.1% 横ばい傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化、高齢化が進み地域の担い手が不足している。</li> <li>・空き家が増加しているが活用は難しい。</li> <li>・医療機関、お店があるので生活しやすい。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海沿いのため津波を想定した避難訓練を行っているが参加者が少ないことがある。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・防災など地域の安心、安全対策が課題。</li> <li>・独居の高齢者の見守り、孤独死を防ぐこと。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に強い安心、安全なまちづくり。</li> <li>・津波等の避難訓練</li> </ul>



(2) 新居地区

人口	1,339人	※市全体	26,418人
世帯数	660世帯	※市全体	12,557世帯
平均世帯人員	2.03人	※市全体	2.10人
高齢化率	44.3%	※市全体	37.0%

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	0	保育園	1	専門学校	0	量販店	0
避難所・場所等	19	幼稚園	0	郵便局	1	高齢者施設	2
役所・支所	0	小学校	1	医療機関	1	障害者支援施設	5
図書館	0	中学校	0	警察・駐在所	1	コミュニティセンター	1
社協	0	高等学校	0	消防署・屯所	1		

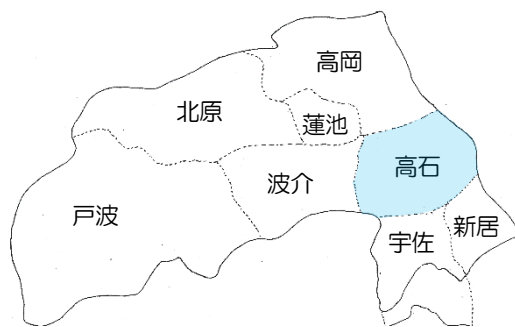
自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い人が少なく高齢化が進行している。</li> <li>住民の行動範囲が狭くなり隣近所だけの付き合いとなっている。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入率 53.8% 減少傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の集いの場所として百歳体操、卓球、ミニデイなどがある。</li> <li>人口が減少しており空き家が多くなっている。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子高齢化にともなう不安がある。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会や地域の活動への参加が減っている。</li> <li>役員の任期が1年のため仕事内容が分かった頃に交代となる。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>意識的に隣近所との交流を行い、より広い範囲に交流を拡大する手立てが必要。</li> <li>空き家が増加しており対策が必要。</li> </ul>



(3) 高石地区

人口	1,418人	※市全体	26,418人
世帯数	648世帯	※市全体	12,557世帯
平均世帯人員	2.19人	※市全体	2.10人
高齢化率	33.0%	※市全体	37.0%

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	0	保育園	1	専門学校	0	量販店	0
避難所・場所等	10	幼稚園	0	郵便局	1	高齢者施設	1
役所・支所	0	小学校	1	医療機関	0	障害者支援施設	0
図書館	0	中学校	0	警察・駐在所	0	コミュニティセンター	0
社協	0	高等学校	0	消防署・屯所	1		

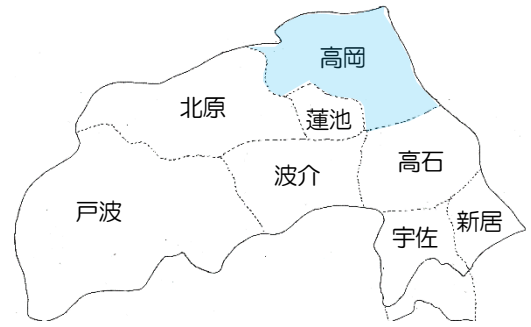
自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	・コロナ禍によって住民が集まる機会が減りつながりが希薄化している。
【加入状況】	・加入率 50.3% 減少傾向 ※市全体 54.2%
【地域の状況】	・高齢化に伴い医療受診の必要性が増しているが交通手段を持たない高齢者が増加している。
【地域活動について】	・高齢化もあり十分な活動ができていない。 ・若い世代の参加がより一層必要。
【自治会の問題点や課題】	・転入世帯が自治会に加入しない場合が多い。 ・自治会活動の周知が難しく活動内容を理解し、受け継いでいく担い手が育たない。
【今後必要な取り組み】	・地域の中で活動できる人材育成が必要。 ・地域住民が集い、語り合える場所（コミュニティセンター）が必要。



(4) 高岡地区

人口	10,954 人	※市全体	26,418 人
世帯数	5,184 世帯	※市全体	12,557 世帯
平均世帯人員	2.11 人	※市全体	2.10 人
高齢化率	32.1 %	※市全体	37.0 %

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	1	保育園	5	専門学校	1	量販店	3
避難所・場所等	16	幼稚園	1	郵便局	2	高齢者施設	13
役所・支所	1	小学校	2	医療機関	9	障害者支援施設	6
図書館	1	中学校	1	警察・駐在所	1	コミュニティセンター	0
社協	1	高等学校	1	消防署・屯所	4		

自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会合や行事への参加者が減少している。</li> <li>近所付き合いをあまり大切に思っていない住民が増えている。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入率 45.3% 減少傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関やお店があることから住みやすい。</li> <li>新興住宅地・アパートが増えて若い世代が増えている地区もある。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の管理を高齢者が行っており若い世代に参加してもらいたい。</li> <li>6つの自治会が集まり一斉防災訓練を実施している。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入世帯などで自治会に加入しない世帯が増加している。</li> <li>加入者が高齢化しており役員等の担い手が減っている。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所で助け合える地域となるよう取り組んでいく。</li> <li>安全な道路や歩道の整備（特に保育園、小中学校の通学路）。</li> <li>子どもを通じた地域・世代間のつながりづくりが大切と思う。</li> </ul>



(5) 蓮池地区

人口	3,672 人	※市全体	26,418 人
世帯数	1,598 世帯	※市全体	12,557 世帯
平均世帯人員	2.30 人	※市全体	2.10 人
高齢化率	24.8 %	※市全体	37.0 %

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	0	保育園	1	専門学校	0	量販店	1
避難所・場所等	4	幼稚園	0	郵便局	1	高齢者施設	5
役所・支所	0	小学校	1	医療機関	2	障害者支援施設	3
図書館	0	中学校	0	警察・駐在所	0	コミュニティセンター	1
社協	0	高等学校	0	消防署・屯所	2		

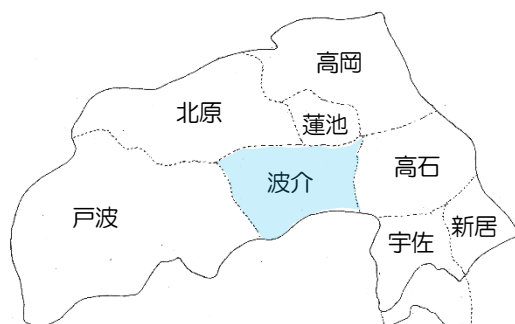
自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業、行事への参加者が減少し地域のつながりが希薄化している。</li> <li>自治会への加入率が減少している。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入率 44.5% 減少傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>昔からの住民同士は助け合いができていますが、転入者は地域とのつながりがあまりない場合がある。</li> <li>人口・世帯数とも増加傾向にある。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>時代の変化によって個が優先される状況もあるが見守りや清掃などの活動は実施できている。</li> <li>公園の管理など若い世代にも引き継いでもらいたい子育てや仕事が忙しいと思うので、幅広い世代への呼び掛けが必要。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアに対する意識の向上と人材育成。</li> <li>自治会の加入率低下によって自治会の活動・機能が低下している。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館やコミュニティセンターを活用し、地域のつながり活性化を図る。</li> <li>市民同士（特に世代間）の交流機会をさらに充実させること。</li> </ul>



(6) 波介地区

人口	1,518人	※市全体	26,418人
世帯数	705世帯	※市全体	12,557世帯
平均世帯人員	2.15人	※市全体	2.10人
高齢化率	43.4%	※市全体	37.0%

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	0	保育園	1	専門学校	0	量販店	0
避難所・場所等	3	幼稚園	0	郵便局	1	高齢者施設	1
役所・支所	0	小学校	1	医療機関	0	障害者支援施設	6
図書館	0	中学校	0	警察・駐在所	0	コミュニティセンター	1
社協	0	高等学校	0	消防署・屯所	1		

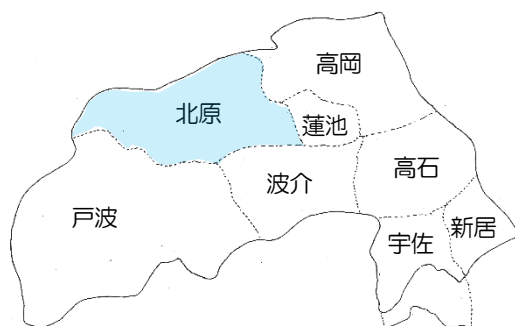
自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行事に若い世代の参加が少なく、体力のいる草刈りなどの作業が大変。</li> <li>・高齢化によって地域の活動に参加したくてもできない方が増えている。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入率 65.3% 減少傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子・高齢化で人口が減り、担い手が不足している。</li> <li>・医療機関、お店が近くになく自家用車が必要。</li> <li>・公園がありボランティアの方がきれいに管理してくれている。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は三世代交流もちつき大会などが行われていたがコロナ禍によって実施できていない。</li> <li>・コミュニティセンターの管理人が不在であったが新たにに来てくれたので住民が集まる機会が増えた。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化もあり自治会の役員を引き受けてくれる人が減っている。</li> <li>・自治会の運営に若い世代が参加できるよう工夫が必要。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市中心部へ通院、買い物に行くため必要な公共交通機関の維持。</li> <li>・高齢化・世帯数減少が続いており今まで築いてきた横のつながりを大切にしたい。</li> </ul>



(7) 北原地区

人口	1,239人	※市全体 26,418人
世帯数	558世帯	※市全体 12,557世帯
平均世帯人員	2.22人	※市全体 2.10人
高齢化率	46.7%	※市全体 37.0%

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	1	保育園	1	専門学校	0	量販店	0
避難所・場所等	4	幼稚園	0	郵便局	1	高齢者施設	1
役所・支所	0	小学校	1	医療機関	0	障害者支援施設	0
図書館	0	中学校	0	警察・駐在所	1	コミュニティセンター	0
社協	0	高等学校	0	消防署・屯所	2		

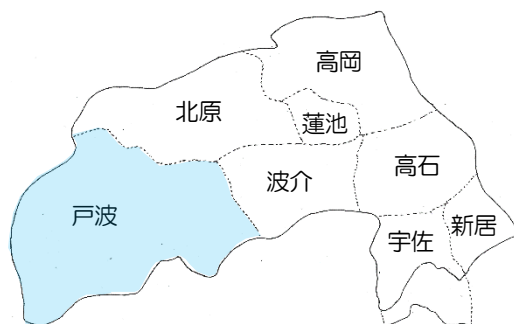
自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会に加入している人は会費を支払っており加入していない人との不公平感がある。</li> <li>役員を引き受ける人が減って固定化される場合もあり負担に偏りがある。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入率 65.3% 減少傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>独居の高齢者が増加している。</li> <li>医療機関、お店が近くになく公共交通（バス）の便数が多くない。</li> <li>土砂災害の心配がある地区が多い。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化が進み、地域活動の担い手が不足している。</li> <li>地域住民同士のつながりで、相互の助け合いがしやすい。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代には、自治会に加入することのメリットについて理解が低い場合がある。</li> <li>集まって楽しむ行事などが実施しにくくなっている。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路や歩道の整備をはじめ、地域の交通安全活動の活発化。</li> <li>高齢者・障害者の見守り活動・外出支援</li> </ul>



(8) 戸波地区

人口	2,269人	※市全体	26,418人
世帯数	1,085世帯	※市全体	12,557世帯
平均世帯人員	2.09人	※市全体	2.10人
高齢化率	47.5%	※市全体	37.0%

令和4年3月31日現在



地域資源							
公民館	0	保育園	1	専門学校	0	量販店	0
避難所・場所等	6	幼稚園	0	郵便局	1	高齢者施設	1
役所・支所	1	小学校	1	医療機関	1	障害者支援施設	1
図書館	1	中学校	1	警察・駐在所	1	コミュニティセンター	0
社協	0	高等学校	0	消防署・屯所	9		

自治会の状況（調査回答結果等より抜粋）	
※内容は、回答結果を抜粋・要約したもので、人名・地名や団体名などの固有名詞は表記していません。	
【活動上の課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代が少なくなり、活動が困難になっている。</li> <li>昔は自治会と子ども会などとの交流があったが今は、交流の機会が減っている。</li> </ul>
【加入状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入率 66.3% 減少傾向 ※市全体 54.2%</li> </ul>
【地域の状況】	<ul style="list-style-type: none"> <li>近くにスーパーや病院がなく不便で移動販売車もあるが浸透していない。</li> <li>地区全体で高齢化が進行している。</li> </ul>
【地域活動について】	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの見守りや子どもと高齢者の交流などを行っている。</li> <li>小・中学校と地域住民の連携等はよく出来ている。</li> </ul>
【自治会の問題点や課題】	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会の活動が知られていないことがある。</li> <li>防犯灯の電気料金高騰によって住民の負担が増している。</li> </ul>
【今後必要な取り組み】	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者・子どもへの見守り活動。</li> <li>地域住民同士の交流の機会の充実。</li> <li>若い世代や子どもを増やす取り組み。</li> </ul>





資料 4 相談支援体制一覧表

組織名	役割	担当所管	連絡先
子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うなどの支援を行うとともに、地域の実情に応じて母子保健事業や子育て支援事業を行う機関です。	健康づくり課 健康づくり班	健康づくり班 852-1113
子育て支援センター	子育て支援センターは、妊婦さんから就学前の親子がゆったりと過ごしたり、お母さん・お父さん同士で情報交換したり、親子や子どもたちが遊んだり、子育ての悩みを聴いたり、皆さんの子育てに寄り添い支援する機関です。	子育て支援課 子ども福祉班	子育て支援課 852-7653
子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センターでは、おおむね18歳までの、子どもさん自身、その保護者や家族・関係者、子どもに関わるあらゆる相談を受けています。お話をうかがいながら、必要に応じて各種情報提供やサービスの紹介など支援する機関です。	子育て支援課 子ども家庭支援センター班	子ども家庭支援センター 852-7702
在宅医療・介護支援センター	在宅医療・介護連携に関する相談窓口です。医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、連携の取組を支援しています。	地域包括支援センター	地域包括支援センター 852-1517
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように、様々な相談に対応し、必要なサービスを調整する機関です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー・ケアマネジャーなどが連携し、高齢者の皆さんを支援します。	地域包括支援センター	地域包括支援センター 852-1517
地域ほっとステーション	市が養成したトータルサポーターを中心に、市民が主体となって介護予防に取り組む通いの場で、市内に33カ所（令和5年1月現在）あります。運動・口腔機能向上、栄養改善、認知症予防などに取り組み、健康管理意識の向上も図っています。	地域包括支援センター	地域包括支援センター 852-1517
あったかられあいセンター	子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集うことができ、集いなどの機能により、地域ニーズの把握や課題に対応し、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら暮らすことができる地域づくりを推進するための小規模多機能支援拠点です。	長寿政策課 高齢者支援係	高齢者支援係 852-1203
基幹相談支援センター	障害者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるように、様々な悩みごとの相談支援や制度の案内などを総合的に行います。障害の種別や障害者手帳の有無に関係なく支援します。	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター 852-6919
地域活動支援センター	障害者に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行う施設です。	福祉事務所 地域福祉班	地域福祉班 852-1204
障害者（児）相談支援事業所	サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要な場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉事務所 地域福祉班	地域福祉班 852-1204
土佐市社会福祉協議会生活相談センター	生活困窮者及び生活困窮者の家族からの相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援を行い、適切な支援につなげます。	福祉事務所 生活福祉班	土佐市社会福祉協議会 852-2145
少年育成センター	少年の健全育成のための指導、家庭児童福祉及び少年問題の相談、少年問題関係機関及び団体等との連絡調整を行い、少年の非行を防止し、その健全な育成を推進しています。	少年育成センター	少年育成センター 852-7696

資料 5 刑事司法機関等一覧表(相談支援の関係機関)

組織名	役割	担当所管	連絡先
高知保護観察所	高知保護観察所では、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導と支援（保護観察）などを行っています。	高知保護観察所企画調整課	高知保護観察所企画調整課 873-5118
高松矯正管区	高松矯正管区は、四国4県の矯正施設（刑務所・少年院・少年鑑別所など）を管轄する機関で、同管区更生支援企画課では、刑務所や少年院に収容されている人の更生の支援に関する企画・調整に関することや、地方公共団体・関係機関との総合調整の窓口となっています。	高松矯正管区更生支援企画課	高松矯正管区更生支援企画課 087-822-4460
コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）	コレワーク四国では、刑務所や少年院に収容されている人と事業主をつなぐ支援を行う法務省の機関です。主に四国4県を中心に活動を行い刑務所や少年院に収容されていた人の雇用を検討している事業主の相談や情報提供を行っています。	コレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター）	フリーダイヤル 0120-29-5089
法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）	法務少年支援センターこうちでは、非行・犯罪問題の専門機関として、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。また、一般の方や関係機関からの依頼に応じて、少年・成人に対する心理相談、問題行動の分析などを行っています。	法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）	法務少年支援センターこうち 872-9330 (FAX) 820-1193
高知県地域生活定着支援センター	矯正施設（刑務所や少年院など）から退所した後、高齢または障害により自立した生活を営むことが難しい方を対象に保護観察所や福祉サービス事業所等と協働・連携して、必要な福祉サービス等を利用し、地域社会で自立した日常生活が送れるように支援を行っています。	高知県社会福祉協議会	高知県地域生活定着支援センター 855-3611

## 用語解説

用語	解説
合計特殊出生率	合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に生む子どもの人数に相当します。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障害、精神障害のある方など、毎日の暮らしのなかで自分一人で判断することに不安のある方に対して、福祉サービスを利用するためのお手伝いや日常的な金銭管理、書類保管などを支援します。（利用料あり。生活保護世帯は無料。）
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、身の回りに配慮しながら預貯金等の管理（財産管理）や福祉サービス等の契約（身上監護）を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を「避難行動要支援者」としています。
要保護児童対策地域協議会	要支援児童、要保護児童又は特定妊婦若しくはその家族への適切な支援を図るため、情報交換及び支援の内容に関する協議を行う場です。
地域ケア会議	個別事例について、多職種で検討を重ねることにより、自立支援に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、資源開発、さらには施策化を図ります。
生活困窮（者）	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある状況（者）をいいます。
インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことで、家族や近隣住民、知人やボランティアなどが提供する支援活動です。
フォーマルサービス	医療保険制度や介護保険制度などの法律・制度に基づいて行われる公的なサービスで、介護保険（介護予防）サービス、介護保険外の行政サービス、医療・保健サービス、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援、非営利団体（NPO）などの制度に基づくサービスなどです。
フードバンク	印字ミスやケース破損等で中身が食べられるのにも関わらず、捨てざるを得ない食品、家庭で余ってしまった食品等、様々な理由により捨ててしまう食べ物を寄付していただき、その食品を困窮者へ無償で提供する活動です。フードバンクは、食品を提供するだけでなく相談への対応、支援の必要な方を関係機関につなぐ等の活動も行っています。
LGBT	「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々の総称として使われています。 ※LGBTは全ての性的少数者の総称でなく、他の性的少数者の尊重も必要です。